

令和 7 年定例会

医療保健子ども福祉病院常任委員会

(子ども・福祉部) 所管事項説明資料

	頁
1 組織について	1
2 予算について	5
3 子ども・福祉部の所管事項について	9
(1) 地域福祉の推進	10
(2) 障がい者福祉の推進	26
(3) 子どもが豊かに育つ環境づくり	32
(4) 幼児教育・保育の充実	46
(5) 結婚・妊娠・出産の支援	50
(6) 児童虐待の防止と社会的養育の推進	58

《別冊》
事務事業概要

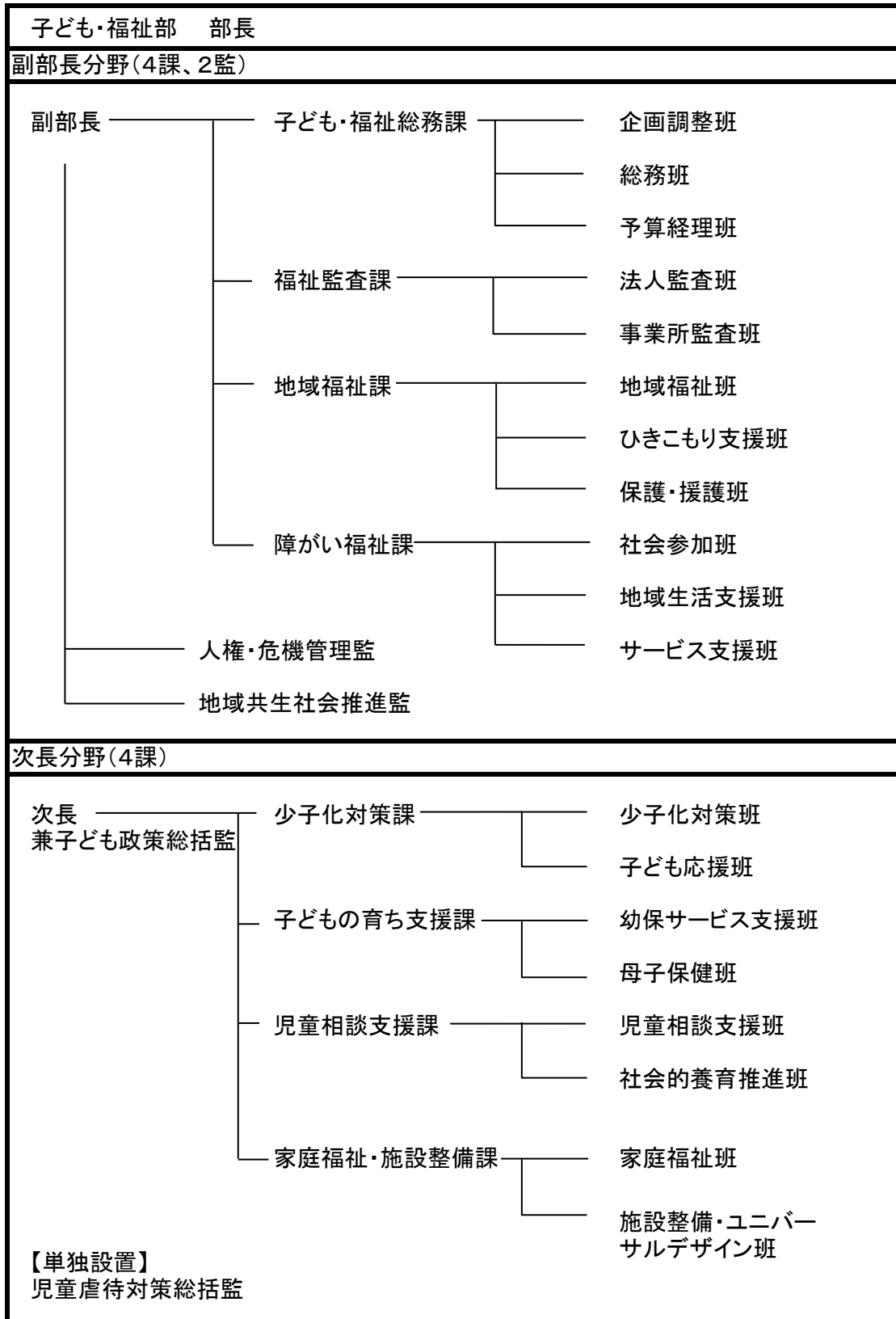
令和 7 年 5 月 23 日
子ども・福祉部

1 組織について

子ども・子育て支援の取組と生活保護など社会的扶助の取組を進めるとともに、障がいを抱える方々のライフステージに応じた切れ目のない支援を実施しています。

今年度は、児童虐待対策を強化するため、次長が所管する課の見直しを行い、児童虐待対策の司令塔である「児童虐待対策総括監」を単独で設置しました。また、児童相談所における現場対応力の強化に向け、中勢児童相談所から各児童相談所に対して応援派遣するため職員を2名増員するとともに、中勢児童相談所が一時保護に係る入退所調整など、他の児童相談所にはない役割を有していることをふまえ、中勢児童相談所を児童相談所の中の筆頭格としての位置付けを明確にするため、名称を「中央児童相談所」に改めました。

(1) 本庁



(2) 地域機関

福祉事務所		
北勢福祉事務所	_____	福祉課 生活保護課
多気度会福祉事務所	_____	福祉課 生活保護課
紀北福祉事務所	_____	福祉課
紀南福祉事務所	_____	福祉課

児童相談所

北勢児童相談所

家庭児童支援一課

家庭児童支援二課

家庭児童支援三課

心理支援一課

心理支援二課

一時保護課

鈴鹿児童相談所

家庭児童支援一課

家庭児童支援二課

【新設】心理支援課

【名称変更】
中央児童相談所

総務課

家庭児童支援一課

家庭児童支援二課

心理支援課

一時保護調整室

一時保護課

南勢志摩児童相談所

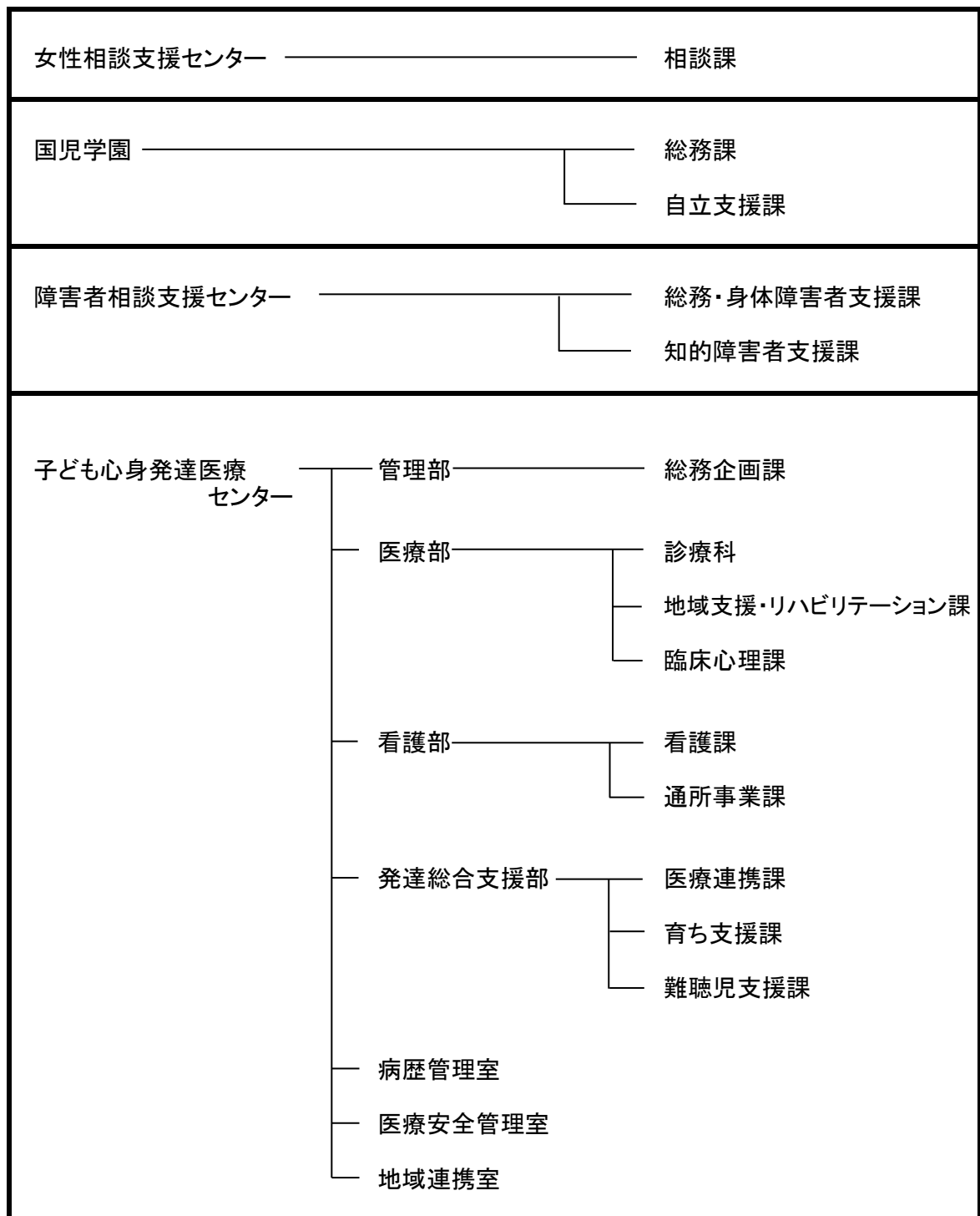
家庭児童支援課

伊賀児童相談所

家庭児童支援課

紀州児童相談所

家庭児童支援課



2 予算について

令和7年度 子ども・福祉部予算

【一般会計】

(単位: 千円、%)

	令和6年度 当初予算 (令和5年度 2月補正含む) (A)	令和7年度 当初予算 (令和6年度 2月補正 その1含む) (B)	増減額 (B) - (A)	増減率 (B) - (A) / (A)
民生費	45,001,166 (45,167,737)	47,688,058 (48,132,343)	2,686,892 (2,964,606)	6.0 (6.6)
衛生費	2,007,384 (2,007,384)	1,806,401 (1,806,401)	△ 200,983 (△ 200,983)	△ 10.0 (△ 10.0)
教育費	1,277,839 (1,319,517)	1,273,556 (1,273,556)	△ 4,283 (△ 45,961)	△ 0.3 (△ 3.5)
合 計	48,286,389 (48,494,638)	50,768,015 (51,212,300)	2,481,626 (2,717,662)	5.1 (5.6)

【特別会計】

(単位: 千円、%)

	令和6年度 当初予算 (A)	令和7年度 当初予算 (B)	増減額 (B) - (A)	増減率 (B) - (A) / (A)
三重県母子及び父子並び に寡婦福祉資金貸付事業 特別会計	428,866	382,163	△ 46,703	△ 10.9
三重県立子ども心身発達 医療センター事業特別会 計	2,423,813	2,550,161	126,348	5.2
合 計	2,852,679	2,932,324	79,645	2.8

次代を担う子どもへの支援

少子化対策課	①②③⑤	224-2404
児童相談支援課	⑥⑦⑧⑨⑩	224-2883
家庭福祉・施設整備課	④	224-2271

「三重県子ども条例」の改正内容および新たに策定する「ありのままみえっこプラン」（都道府県こども計画）に基づき、全ての子どもが豊かに育ち、将来にわたって幸せな状態で生活することができるよう、子どもの権利に関する啓発や子どもの意見表明の推進等に取り組むとともに、子どもの居場所づくり支援、ヤングケアラーへの支援等に取り組みます。また、市町が地域の実情等に合わせて実施する子ども・子育て支援事業に対し補助を行います。さらに、子どもの命や尊厳が守られるよう、関係機関と連携して虐待の未然防止や早期発見・早期対応に取り組むとともに、家庭あるいは良好な家庭的環境で養育されるよう、親子関係再構築支援や里親委託の推進等に取り組みます。

子どもが豊かに育つ環境づくり

①（一部新）子どもの育ちの推進事業【44,114千円】

「三重県子ども条例」の改正内容に基づき、子ども施策を推進する体制を整備するとともに、子どもの権利に関する啓発や子どもの意見表明の推進等に取り組みます。

②子どもの貧困対策推進事業【35,735千円】

子どもの居場所の安定的な運営に向けて、アドバイザー派遣や勉強会の開催、子ども食堂運営団体等への補助を行います。

③（新）子どもの居場所支援事業【15,132千円】

中高生世代の居場所づくりの必要性についてのセミナーの開催や、学校に代わる居場所づくり支援として、フリースクール等への運営補助を行います。

④（一部新）ヤングケアラー支援事業【19,817千円】

アセスメントシートを作成し、普及・活用することでヤングケアラーに適切な支援が早期に届く体制の整備を進めます。また、新たに高校生世代から30歳までのヤングケアラーの実態を把握するためにアンケート調査を実施し、支援体制の構築に向けた検討を進めます。

⑤みえ子ども・子育て応援総合補助金【330,428千円】

市町が地域の実情等に合わせて工夫を凝らして実施する、子ども・子育て支援事業に対し補助を行います。

児童虐待の防止と社会的養育の推進

⑥（一部新）児童虐待法的対応推進事業【300,458千円】

人材育成計画に基づいた研修の実施や、一時保護時の司法審査制度の導入に対応するため法的対応指導員（弁護士）を増員します。また、警察との合同研修に活用する研修動画を作成するとともに、迅速かつ正確な情報共有を図るためのシステム改修を行います。

⑦（一部新）市町児童相談体制支援推進事業【7,177千円】

市町支援コーディネーターを配置し、市町における連携体制の強化を図ります。また、「こども家庭センター」の設置促進のため、新たに体制構築やマネジメント力の向上につながる研修等を実施します。

⑧（一部新）児童相談所管理運営費【189,381千円】

専門職の人員確保に取り組むとともに、老朽化の進む北勢児童相談所・一時保護所の整備に向けて、調査・設計等に取り組みます。

⑨（一部新）家族再生・自立支援事業【27,368千円】

児童虐待の未然防止および再発防止に向けて、新たに親子関係再構築支援員を配置し、児童相談所や市町、施設等職員を対象とした研修等を拡充するとともに、保護者支援プログラムの実施に係る調整を行います。

⑩家庭的養護推進事業【70,584千円】

里親養育包括支援体制（フォスタリング機関）による里親支援や、ファミリーホームの体制強化に取り組みます。



結婚・妊娠・出産・子育ての希望がかなう環境づくり

少子化対策課 ① 224-2404
子どもの育ち支援課
②③④⑤⑥⑦⑧ 224-2248

結婚を希望する方への出会い支援を充実させるため、新たにマッチングシステムを導入するとともに、妊娠や出産、子育てに対する不安や負担を解消するため、経済的負担の軽減や相談支援に取り組みます。また、関係機関と連携してライフプラン教育事業の推進を図ります。

さらに、幼児教育・保育の充実に向けて、待機児童が解消されるよう潜在保育士の就労に向けた支援の強化を図るなど保育士確保に取り組みます。

結婚・妊娠・出産の支援

①（一部新）みえの出会い支援事業【47,324千円】

結婚を希望する方が自身で相手を探すことができるマッチングシステムを導入し、利用者の増加やAIとビッグデータの活用によりマッチングを促進します。

②（一部新）思春期ライフプラン教育事業【6,876千円】

プレコンセプションケアに関するセミナーと、健康な体づくりに向けた検査および医師からのアドバイスを一体とした事業の実施に向けた取組を検討します。また、小学校高学年と中学生向けの啓発パンフレットを併せて活用して、発達段階に応じた包括的性教育につなげる取組を進めます。

③（一部新）出産・育児まるっとサポートみえ推進事業【43,385千円】

妊産婦の不安の解消を図り、相談支援をはじめ心身のケアや育児サポート等きめ細かい支援を広域的に行う「妊産婦のほっとスポット」構築モデル事業の充実に向けた検討を進めます。また、新たに多胎児家庭への支援として勉強会や交流会を開催します。

④（一部新）不妊相談・治療支援事業【50,049千円】

不妊や不育症に悩む方の先進医療に係る治療や不育症治療等の費用に係る補助の拡充を図ります。また、不妊治療と仕事との両立に向けて、治療への理解を深めるためのセミナーを開催します。

⑤（一部新）先天性代謝異常等検査費【90,324千円】

県内で生まれた新生児を対象に行うマス・スクリーニング検査に係る費用負担を拡充して、先天性代謝異常等の疾患を早期に発見し、早期治療につなげます。

幼児教育・保育の充実

⑥（一部新）保育対策総合支援事業【622,720千円】

新たな保育人材の確保

- ・修学資金等の貸付や保育の魅力発信等に取り組みます。
- ・保育実習の質の向上を図り、実習生の保育所等への就職を促進するため保育所等の実習生指導担当者を対象とした研修を行います。

保育士の離職防止

- ・業務負担の軽減を図るため、保育補助者の雇い上げに対する補助や、配慮が必要とされる児童の受入れのために保育士を加配している私立保育所等への支援を行います。
- ・不適切保育の発生防止や、勤務環境改善を進めるため、アウトリーチの相談支援等を行います。

潜在保育士の職場復帰

- ・「三重県保育士・保育所支援センター」において、潜在保育士のセンターへの登録促進と就労あっせんを強化することで、保育士に関する人材バンクとしての機能を強化します。

⑦次世代育成支援特別保育推進事業補助金【149,952千円】

低年齢児の保育所等入所ニーズに対応して、保育士を加配して受入れを行う私立保育所等に補助を行います。

⑧放課後児童対策事業費補助金【1,685,284千円】

放課後児童クラブの運営や施設整備等に対して、補助を行います。また、ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図るため、放課後児童クラブの利用料に対して補助を行います。

共生社会の実現

地域福祉課 ①②③④⑤ 224-2256
障がい福祉課 ⑥⑦ 224-2274

さまざまな課題を抱える人が質の高い福祉サービスや必要な支援を受けられるよう、重層的支援体制の整備促進やひきこもり支援に取り組みます。また、戦後80年を契機とした戦没者慰霊事業を実施して戦争の悲惨さや平和の尊さを次世代に継承していきます。

さらに、障害者支援施設等において支援スキルを持つ人材を育成し、現場の支援力向上に取り組むとともに、グループホームや通所施設の整備に取り組むことで、障がい者が地域で安心して暮らすことができる社会づくりを進めます。

地域福祉の推進

①重層的支援体制整備事業交付金【116,475千円】

地域共生社会の実現に向けて、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「重層的支援体制整備事業」に取り組む市町に対して交付金を交付します。

②（一部新）包括的支援体制整備支援事業【4,604千円】

市町における包括的な支援体制の整備に向けて、取組が進んでいない市町に対して、体制整備に係る助言等の支援に取り組みます。また、さまざまな課題を抱える人に「社会とのつながり」を提供する社会的処方考え方を取り入れた研修を実施します。

③（一部新）ひきこもり対策推進事業【16,439千円】

ひきこもりに関する正しい理解や支援機関の周知のための情報発信、普及啓発に取り組みます。また、当事者やその家族に寄り添った支援の充実に向けて、新たに「ひきこもりピアサポートセンター」を開設するとともに、居場所や家族会等の支援について広域的な支援体制づくり等を進めます。

戦後80年を契機とした戦没者慰霊・次世代への継承

④（一部新）戦没者慰霊事業【74,203千円】

県戦没者追悼式および沖縄「三重の塔」での戦没者慰霊式の開催や全国戦没者追悼式への遺族の参列に対する支援を通じて、戦争の悲惨さや平和の尊さを次世代に継承していきます。また、沖縄「三重の塔」については、参列しやすい環境整備に取り組みます。

⑤（一部新）援護事業費補助金【3,800千円】

三重県遺族会が実施する慰霊事業や戦後80年の節目に実施する取組に対して補助を行い、事業の円滑な実施を支援します。



障がい者福祉の推進

⑥障がい者相談支援体制強化事業【128,520千円】

強度行動障がい等の対応が難しい事案について、専門性を有する「広域的支援人材」が施設等を集中的に訪問してコンサルテーションを実施することで、支援スキルを持つ人材を育成し、現場の支援力向上を図ります。

⑦障がい者の地域移行受け皿整備事業【461,222千円（※2月補正含み）】

障がい児・者の地域生活を支援するため、グループホームや重度障がい児・者対象の通所施設等の整備に取り組みます。

3 子ども・福祉部の所管事項について

（１）地域福祉の推進

【子ども・福祉総務課、福祉監査課、地域福祉課、家庭福祉・施設整備課】

1 地域福祉活動の推進と質の高い福祉サービスの提供

（１）現状と課題

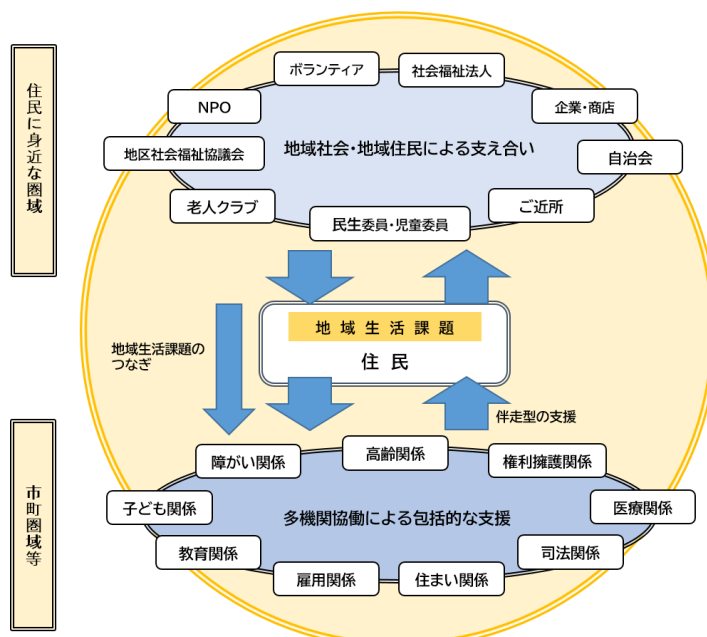
高齢化の進展や単身世帯の増加、生産年齢人口の減少に加え、人々の価値観の多様化等を背景に、地域コミュニティ機能の低下が課題となっています。かつては家庭や地域のつながりの中で解決されてきた支え合いの仕組みが機能しにくくなり、誰にも相談できず、困りごとを抱え込んでしまう人がいます。

また、単身世帯、複数世帯にかかわらず、いくつもの悩みや課題を複雑に抱え、既存制度の枠組みでの対応が難しく、制度の狭間に陥り、必要な支援が行き届かないケースも発生しています。

このような状況において、地域でさまざまな課題を抱える人に質の高い福祉サービスや必要な支援を届けられるよう、民生委員・児童委員をはじめ、地域福祉の担い手となるさまざまな主体と連携を図り、既存の福祉制度や分野の枠、「支える側」と「支えられる側」という従来の関係を超えて、社会全体で支え合う体制づくりをより一層進める必要があります。

県では、令和２年３月に策定した「三重県地域福祉支援計画」における取組を検証し、地域福祉を取り巻く状況をふまえ、令和７年３月に「第二期三重県地域福祉支援計画（令和７年度～令和11年度）」（別紙１）を策定しました。「みんな広く包み込む地域社会 三重」を基本理念とする本計画に基づき、相談者の属性や相談内容等にかかわらず包括的に相談を受け止め、関係機関等が連携して重層的な支援を行うための体制づくりが県内全域に広がるよう、市町のニーズに応じた支援等に取り組む必要があります。

「みんな広く包み込む地域社会 三重」



また、県の社会福祉施策の効率的な展開を図るための総合的施設である三重県社会福祉会館では、三重県視覚障害者支援センターや三重県社会福祉協議会などの福祉関連団体が入居し、活動の拠点としていますが、建設から50年以上が経過し老朽化が進んでいるため、改修を進める必要があります。

（２）令和7年度の取組

①市町における包括的な支援体制づくりへの支援

市町における包括的な支援体制の整備に向けて、重層的支援体制整備事業を実施する市町に対する交付金の交付に加え、複合的な課題を抱える相談者の把握や適切な相談支援機関との連絡調整などを行う、相談支援包括化推進員等の人材育成に取り組みます。

また、包括的な支援体制の整備が進んでいない市町に対して、課題の聴き取りや体制整備の助言を個別に行うアドバイザーの派遣等の支援を実施します。

②地域における支援活動の推進

令和7年12月に一斉改選が行われる民生委員・児童委員について、改選が円滑に行われ、必要な支援が滞りなく行われるよう、市町に対する必要経費を補助するとともに、わかりやすい活動マニュアルの作成や新任委員を対象にした研修会の開催等に取り組みます。

また、活動紹介パンフレット（民生委員・児童委員まるごとハンドブック）やPR動画等を活用し、民生委員・児童委員の活動内容に関する県民の理解をより一層深めるための情報発信に取り組むとともに、活動しやすい環境の整備や担い手確保に取り組む市町に対して費用の一部を補助するなど、民生委員・児童委員の活動の充実や負担軽減に取り組みます。



<民生委員・児童委員
まるごとハンドブック>

さらに、災害時における福祉的支援に向けて、能登半島での活動経験もふまえ、DWA T（災害派遣福祉チーム）の派遣体制の強化に取り組むとともに、社会福祉施設におけるBCP（事業継続計画）の策定および実効性の向上を促進していきます。

③福祉サービスの適切な利用の促進

判断能力に不安のある高齢者や障がい者が、地域で自立して生活できるよう、福祉サービスの利用手続きや金銭管理など、日常生活の支援を行う県および市町の社会福祉協議会の活動を支援します。

また、安心して福祉サービスを利用できるよう、福祉サービス利用者等からの苦情や問い合わせに適切に対応するための体制確保に向けて、三重県社会福祉協議会が設置する福祉サービス運営適正化委員会に対する補助を行います。

さらに、老朽化が進む三重県社会福祉会館について、平成 18 年度に耐震化工事を実施し耐震性は確保されているため、躯体を有効活用することとし、改修による長寿命化に向けて、改修基本計画の策定を進めていきます。

2 生きづらさを抱える人の支援体制づくり

(1) ひきこもり支援

①現状と課題

少子高齢化や核家族化の進展、人々の価値観の多様化等を背景に、地域におけるつながりが希薄化しつつあり、いわゆる「8050 問題」のように、地域、家庭、個人が抱える課題が複雑化・複合化・深刻化する中、ひきこもり状態にある方やその家族をはじめ、生きづらさを抱える人への支援体制が求められています。

県では、ひきこもり状態にある方やその家族の支援ニーズ等を把握するための実態調査の結果もふまえ、令和 7 年 3 月に「第二期三重県ひきこもり支援推進計画（令和 7 年度～令和 11 年度）」（別紙 2）を策定し、具体的な取組をスタートしています。

本計画の基本理念において、「将来のめざす社会像」は、「誰もが社会から孤立することなく、ありのままの自分が認められ、いつでも小休止でき、多様な生き方を選択し、希望を持って安心して暮らせる社会」としています。

また、本計画の目標（めざす姿）としては、「ひきこもりは誰にでも起こりうるものであり、ひきこもり状態になったとしても、早期に支援につながるができるよう、安心して訪れることができる居場所等の社会資源を確保することにより、十分な支援体制が整備されています。」と掲げています。

引き続き、ひきこもり当事者やその家族が制度の狭間で社会から孤立することのないよう、最も身近な相談機関である市町、本県のひきこもり地域支援センターをはじめとする関係機関、民間支援団体等が有機的に重なり合って連携し、切れ目のない包括的な支援体制を構築していく必要があります。

②令和 7 年度の取組

ア 情報発信・普及啓発

ひきこもり当事者やその家族が早期に支援につながるよう、県や市町のひきこもり相談窓口をはじめ、支援機関の周知に取り組みます。また、ひきこもりという現象やひきこもり支援に関する情報について、当事者やその家族、支援者のみならず、広く県民の皆さんに理解を深めていただくため、講演会を開催するとともに、SNS 等あらゆる媒体を活用して情報発信、普及啓発を行います。

イ 相談支援体制の充実

ひきこもり当事者やその家族が早期に支援につながりやすくなるよう相談窓口の多様化を図るため、当事者やその家族としての経験があるピアサポーターが、寄り添い型の支援を行う相談窓口「ひきこもりピアサポートセンター」を開設します。

ウ 社会参加・活躍支援

ひきこもり当事者のための居場所づくりを推進するため、県内で居場所づくりの活動を行っている団体等を対象に、運営方法や活動状況等についての実態調査を実施し、各市町と連携しながら県内における居場所の拡充を図っていきます。

また、ひきこもり当事者や家族には、居住地の自治体からの支援を避けたい（知られたくない）との思いがあり、支援につながらない方々がいることから、居住地とは異なる市町の支援（居場所づくり、家族会）を受けられる事業を試行的に実施します。

（２）再犯の防止

①現状と課題

犯罪や非行に至った者が再び過ちを犯さないためには、刑務所等の矯正施設で自らの罪を深く悔い改め、出直しを期して出所してから、仕事や住居がない、福祉的支援につながらないなどの要因で社会的に孤立しないことが重要です。

県では、犯罪や非行に至った者と地域社会とのつながりが途切れることのないよう、伴走する支援をより一層推進するため、令和２年３月に策定した「三重県再犯防止推進計画」における取組を検証し、再犯防止を取り巻く状況をふまえ、基本理念を「犯罪や非行に至った者を包摂する社会へ」とする「第二期三重県再犯防止推進計画（令和７年度～令和１１年度）」（別紙３）を令和７年３月に策定しました。

今後、本計画に基づき、再犯防止に関わる国および民間協力者等と連携し、犯罪に至った者等が、再び地域社会で安定した生活が送れるよう取組を進めていく必要があります。

②令和７年度の取組

高齢、または障がい等を有する矯正施設退所者等が、円滑に地域生活へ移行し安定した生活を送ることができるよう、「三重県地域生活定着支援センター」において、国や市町、関係団体等との連携強化を図りつつ、居住地確保や福祉サービスの利用支援等に取り組めます。

また、地域における再犯防止の取組促進のため、市町職員向けの研修会の開催や、保護観察終了者への就労・職場定着支援を実施します。

３ 生活困窮者の生活保障と自立支援

（１）現状と課題

生活に困窮する人に対し、生活保護法に基づき、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、経済的自立、日常生活自立、社会的自立を助長するなど生活保護の適正実施に努めています。

また、生活困窮者自立支援法に基づき、自立相談支援機関（相談窓口）として「三重県生活相談支援センター」を設置（三重県社会福祉協議会に委託）し、県所管地域を対象に、複合的な課題を抱えた人の相談に幅広く応じるとともに、住居を失う恐れのある人への住居確保給付金の支給等、関係機関と連携し、生活困窮者の自立支援に取り組んでいます。

引き続き、生活保護の適正実施をはじめ、生活困窮者の自立支援に向けて適切に取り組むとともに、市町に対しては、支援体制の充実を図るため、支援に携わる職員の人材育成に取り組む必要があります。

（２）令和７年度の取組

①生活保護の適正実施

生活保護法に基づき、生活に困窮する人に対し、必要な保護を行うとともに、被保護者の状況に応じ、就労による経済的自立や健康管理等による日常生活自立、社会的自立に向けた支援に取り組めます。

また、福祉事務所（県４事務所、１４市および多気町）における生活保護の適正実施を進めるため、生活保護法施行事務監査を実施するとともに、関係職員の資質向上に向けて、必要な研修を実施します。

②生活困窮者の自立支援

物価高騰の影響等により生活に困窮する人や、住まいに課題を抱える人への相談に適切に対応するため、三重県生活相談支援センターにおいて、関係機関と連携しながら、個々の状況に応じたきめ細かな相談支援を実施します。

また、ひきこもり等の生きづらさを抱えた人が必要な支援につながるよう、２名のアウトリーチ支援員を中心に、アウトリーチ（訪問型）による相談支援のさらなる充実を図ります。

加えて、県内の自立相談支援機関の支援員等の資質向上や生活困窮者自立支援の取組促進に向けて、市町担当者や相談員等を対象とした研修会を実施します。

４ ユニバーサルデザイン（ＵＤ）のまちづくりの推進

（１）現状と課題

「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」（以下「ＵＤ条例」という。）および令和５年３月に策定した「第５次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画（２０２３－２０２６）」（以下「ＵＤ推進計画」という。）（別紙４）に基づき、全ての県民が自由な活動や平等な社会参加ができる社会の実現をめざし、ユニバーサルデザインの意識づくり（ハード）、だれもが暮らしやすいまちづくり（ハード）、だれもが利用しやすい製品・情報・サービスの提供の促進（ソフト）の３つの施体系に沿って取組を進めています。

ユニバーサルデザインの意識づくりに向けては、県民の「おもいやりのある行動」につながるよう、市町やＵＤ団体と連携した学校出前授業の実施のほか、「ヘルプマーク」の普及啓発や、必要とする方への配布を行いました。

「おもいやり駐車場」については、障がい等で歩行が困難な方への利用証の交付や普及啓発を行うとともに、令和5年4月からは妊産婦の利用期限を産後1年6か月から2年（多胎児の場合は3年）に延長し、子育て支援の充実を図っています。



＜ヘルプマーク・ヘルプカード＞



＜おもいやり駐車場＞



＜利用証＞

また、公共施設や商業施設等が全ての人に使いやすい施設となるよう、UD条例の整備基準に基づく指導および適合証の交付を行うとともに、県内の鉄道駅のバリアフリー化やユニバーサルデザインタクシーの導入を支援しました。

さらに、ユニバーサルデザインに配慮された文字や色づかい等、情報提供の際のポイントをまとめた「わかりやすい情報の提供のためのガイドライン」の周知・啓発を行いました。

引き続き、ユニバーサルデザインのまちづくりに向けたさまざまな取組を進めていく必要があります。



＜適合証＞

（２）令和7年度の取組

「おもいやりのある行動」を広げるため、学校出前授業の実施やヘルプマークの普及啓発など、さまざまな主体と連携してユニバーサルデザインの意識づくりを進めます。

また、「おもいやり駐車場」の適正利用に向けた制度趣旨の周知や、区画の設置の促進に向けた普及啓発を行うとともに、事業者への働きかけを行います。

ユニバーサルデザインに配慮した施設整備の推進に向けては、「県有施設のためのユニバーサルデザイン（UD）ガイドライン」を市町や民間等に周知していくとともに、UD条例の整備基準に基づく指導、適合証の交付を行います。

公共交通機関を利用する際に、だれもが安全で自由に移動できるよう、駅のバリアフリー化（段差の解消、バリアフリースイレの設置、ＩＣカードシステムの導入等）や、ユニバーサルデザインタクシーの導入を支援します。

「わかりやすい情報の提供のためのガイドライン」の周知・啓発を行い、だれもがわかりやすい情報の提供を促進します。

5 戦没者遺族等の支援

(1) 現状と課題

戦後生まれの世代が人口の大部分を占め、戦没者遺族の高齢化や戦争の記憶の風化が懸念される中、県では、令和6年7月に県戦没者追悼式を、11月には沖縄県営平和祈念公園にある「三重の塔」において戦没者慰霊式を、オンライン同時配信も取り入れて開催し、遺族とともに戦争犠牲者の冥福を祈りました。

戦後80年の節目を迎え、戦争の記憶を風化させないよう、遺族の式典参列に対する支援や沖縄「三重の塔」の環境整備等を通じて、より多くの方に式典に参加いただき、戦争犠牲者を追悼し、戦争の悲惨さと平和の尊さを次世代に継承していく必要があります。

(2) 令和7年度の取組

県戦没者追悼式や沖縄「三重の塔」戦没者慰霊式の開催、全国戦没者追悼式への遺族の参列に対する支援など、戦没者遺族への支援を行うとともに、沖縄「三重の塔」について、苑内のバリアフリー化やスペースの確保などの環境整備を進めます。

6 適切な指導監査の推進

(1) 現状と課題

社会福祉法人、介護保険・障害福祉サービス事業者等への指導監査について、関係機関等連絡会議や研修会の開催により、市町との連携を図りながら適切に実施しています。

令和2年度からは、新型コロナウイルス感染症の影響により、実地での指導監査が困難な状況となったため、オンラインの活用や集団指導における動画配信など、効果的な指導監査に取り組んできました。

令和6年度は、従来からの実地による監査を基本としながら、書面やオンラインによる監査も取り入れるなど、実施方法を工夫しながら監査を行いました。また、令和5年度の不適切保育や虐待事案の発生を受け特別監査を実施した施設について、その後の改善状況の確認監査を行いました。

加えて、税理士や社会保険労務士等の専門家を活用した監査により社会福祉法人等の適正な運営と健全な経営を確保するとともに、提供される福祉サービスの質の向上に取り組みました。

○令和6年度 社会福祉法人および社会福祉施設に対する指導状況

	法人数・施設数	指導監査数
社会福祉法人	104	16
児童福祉施設	443	443
老人福祉施設	510	99
障害者支援施設	39	12

※法人および施設数については、令和6年4月1日現在

○令和6年度 介護保険・障害福祉サービス事業所に対する指導状況

	事業所数	集団指導実施数	運営指導実施数
介護保険サービス	3,448	2,944	182
障害福祉サービス	2,397	2,089	93

※事業所数については、令和6年4月1日現在

(2) 令和7年度の方針

社会福祉法人、介護保険・障害福祉サービス事業者等への指導監査について、市町と連携し、適切な指導監査を実施します。

また、利用者への虐待や不適切保育など、社会的な状況に応じた重点監査項目の設定、社会福祉法人の運営状況や課題に応じた監査頻度の設定、社会福祉法人等の研修および集団指導の動画配信など、効果的な指導監査を実施します。

さらに、指導監査において税理士や社会保険労務士等の専門家を活用することで、社会福祉法人等の適正な運営と勤務環境の改善を促進し、提供される福祉サービスの質の向上に取り組めます。

「第二期三重県地域福祉支援計画」の概要①

第1章 計画策定の基本的な考え方

計画改定の趣旨

- (1) 経緯・位置づけ
- 社会福祉法に規定する県地域福祉支援計画
 - 各福祉分野の上位計画
 - 市町の地域福祉の推進を支援していくための計画
 - 福祉分野の計画だけではなくさまざまな分野の計画と連携
→第一期計画（令和2年3月策定）
- (2) 計画期間
令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間

第2章 地域福祉を取り巻く状況

1 人口・世帯の状況

2 支援を必要とする人等の状況

3 地域福祉を支える人や地域資源等の状況

4 第一期計画期間中の主な法改正

- ・重層的支援体制整備事業の創設
- ・孤独・孤立対策推進法の施行
- ・子ども・若者育成支援推進法、児童福祉法の改正（ヤングケアラー）
- ・困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

5 第一期計画期間中の取組成果と課題

①地域における支え合い体制（～包括的支援体制の構築～）

- ・多機関協働による包括的相談支援体制を整備した市町数

8（R2）→14市町（R5）

- ・主に小規模自治体において整備が進んでいない。
- ・地域福祉計画の策定市町数 18（R2）→18市町（R5）
→市町のニーズを丁寧に把握し、支援していく必要

②暮らしを支える取組の推進（～日常の暮らしの継続～）

- ・高齢、障がい、子ども・子育ての福祉分野の制度の充実
- ・生活上の課題全般に応じた支援を推進

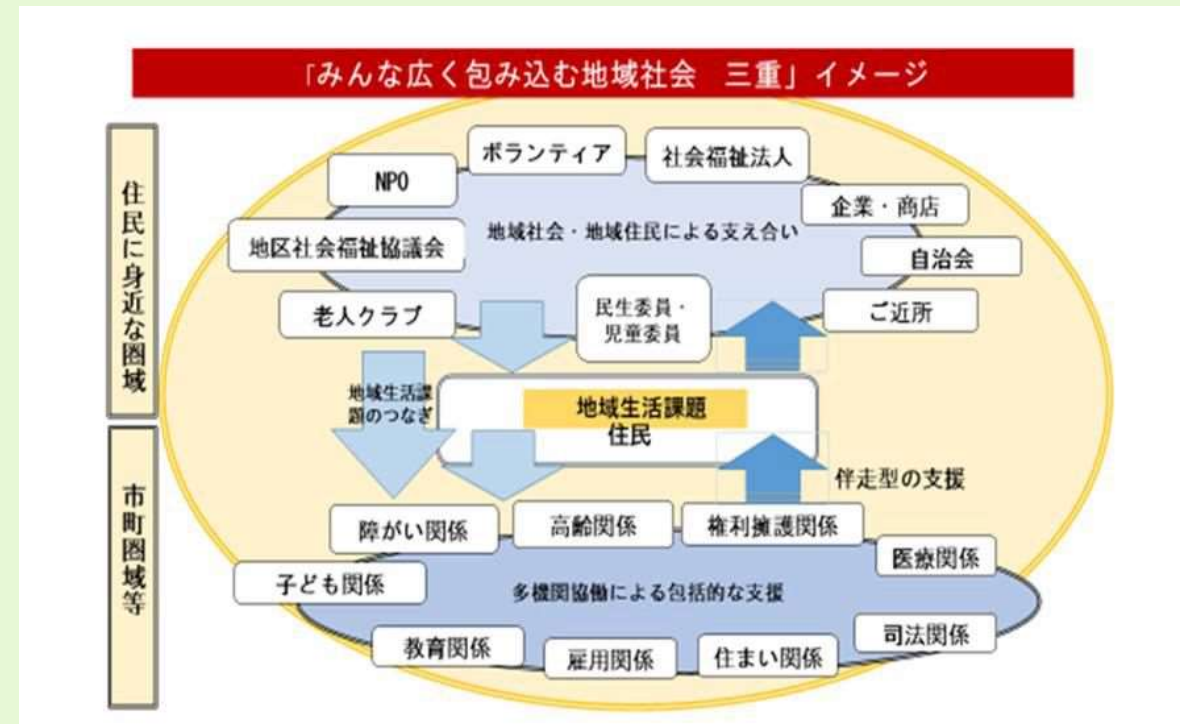
→アウトリーチ（訪問型）支援等に引き続き取り組む必要

③地域福祉を支える基盤整備（～福祉サービスの充実～）

→引き続き、福祉人材の新規参入及び定着促進に向けて取り組む必要

第3章 計画の基本理念と施策体系

1 計画の基本理念



<4つの基本原則>

自己決定の尊重と意思決定の支援	本人に寄り添った支援
地域づくりに向けた取組の推進	持続可能な開発目標（SDGs）の達成

2 施策体系（推進項目）

- ① 地域における支え合い体制（～包括的支援体制の整備～）
- ② 暮らしを支える取組の推進（～日常の暮らしの継続～）
- ③ 地域福祉を支える基盤整備（～福祉サービスの充実～）

「第二期三重県地域福祉支援計画」の概要②

第4章 施策展開

第2章で示した地域福祉を取り巻く状況をふまえ、第3章で示した理念のもと、令和11年度までの施策方向と施策の展開を次のとおりとし、県内の地域福祉の推進を図ります。

推進項目	1 地域における支え合い体制 (～包括的支援体制の整備～)	2 暮らしを支える取組の推進 (～日常の暮らしの継続～)	3 地域福祉を支える基盤整備 (～福祉サービスの充実～)
施策の基本的な方向	地域共生社会の実現に向けて、「包括的な相談支援体制の整備」と「地域住民等が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり」を両輪として展開していきます。	包括的な支援体制において、どのような状態になっても、地域に暮らす誰もが、普段の暮らしを続けられるよう、高齢、障がい、子ども・子育ての福祉分野の制度の充実を図りつつ、生活上の課題全般に応じた支援を着実に推進します。	公的支援をはじめとする各種サービスの充実に取り組みます。 人材の養成・安定的確保について、「三重県人材確保対策推進方針」に基づいた取組を推進していきます。
施策方向・施策展開	(1) 市町における包括的な支援体制づくりへの支援 ①相談支援包括化推進員の養成等の後方支援 ②社会福祉協議会の取組への支援と連携強化 ③地域におけるさまざまな主体との連携 ④相談・支援機関の連携推進 (2) 市町における地域福祉計画策定・推進への支援 (3) 地域における支援活動の推進 ①地域住民の居場所・住民交流の拠点づくり ②地域住民による支援活動の推進 ③企業との連携による地域福祉活動の支援 (4) 災害時における要配慮者への支援体制の充実 ①地域における避難行動要支援者対策の促進 ②福祉避難所の確保 ③災害福祉支援ネットワーク構築に向けた体制整備 ④介護職員等の応援・受援体制の整備 ⑤災害時におけるボランティア活動の支援 (5) ユニバーサルデザインのまちづくりの推進 ①ユニバーサルデザインの意識づくり ②誰もが暮らしやすいまちづくり	(1) 高齢、障がい、子ども・子育て分野における重点施策の推進 (2) さまざまな生きづらさを抱える人・世帯への支援 ①ひきこもり②自殺対策 ③再犯防止の取組の推進④認知症施策の推進 ⑤がん・難病患者⑥医療的ケア児・者 ⑦外国人住民⑧DV及び困難な問題を抱える女性 ⑨ヤングケアラー⑩人権課題 (3) 生活困窮者等への支援 ①生活困窮者自立支援の推進 ②子どもの貧困の解消に向けた対策の推進 (4) 生活基盤の充実 ①就労機会の充実②住宅確保③移動の確保 (5) 権利擁護の推進 ①成年後見制度利用の促進 ②福祉サービスの利用援助 ③差別解消、虐待防止の取組の推進 ④消費者被害の防止・救済	(1) 福祉人材の確保 ①福祉人材の確保 ②若者等の参入促進 ③働きやすい福祉職場づくりへの支援 (2) 福祉サービスの質の向上 ①効果的な指導監査等の実施 ②社会福祉法人による公益的活動の促進 ③第三者評価の受審促進 ④苦情解決体制の充実 ⑤福祉人材の質の向上 (3) 福祉サービスの総合的提供方法のあり方 ①保健・医療との連携②共生型サービスの普及 (4) 福祉サービス提供におけるICT技術等の活用 ①介護ロボットの導入支援 ②福祉分野におけるICT化の推進

第5章 計画に係る評価指標と推進体制

1 評価指標

本計画の基本理念等をふまえ、包括的な支援体制が県内に広がるよう次のとおり評価指標を設定します。

指標	現状値	令和11年度目標値
多機関協働による包括的相談支援体制整備市町数	14市町	29市町 (令和8年度)
地域福祉計画策定市町数	18市町	29市町
包括的な支援体制の整備に向けた後方支援実施市町数	—	29市町 (累計値)

2 推進体制

「三重県地域福祉推進会議」において、定期的に評価・検証、着実な推進

事例集

県内市町、関係団体等が取組の参考としていただくため、14事例を掲載

「第二期三重県ひきこもり支援推進計画」 概要①

ひきこもり支援に係る現状の課題

- ① ひきこもりについての理解促進 ② 支援機関の周知 ③ 支援や社会資源の充実
④ 広域連携的な視点と包括的な視点を持った支援の推進 ⑤ 県の後方支援の充実

計画期間

令和7年度から令和11年度

第二期計画の支援対象者

- ◇ ひきこもり状態にある方
- ◇ 家族
- ◇ 支援者

何らかの生きづらさを抱え、
家族を含む他者との交流が
限定的または希薄な状態

ひきこもりを
定義しない

ひきこもりの
期間を問わない

三重県における「広義のひきこもり」推計値

こども・若者の意識と生活に関する調査(R4 内閣府) における出現率から推計

年齢層	県の人口	出現率	推計値
15歳以上39歳以下	399,517人	2.05%	8,190人
40歳以上64歳以下	570,432人	2.02%	11,523人

約2万人 合計 19,713人

将来のめざす 社会像

誰もが社会から孤立することなく、ありのままの自分が認められ、いつでも小休止でき、多様な生き方を選択し、希望を持って安心して暮らせる社会

5年後の目標(めざす姿)

ひきこもりは誰にでも起こりうるものであり、ひきこもり状態になったとしても、早期に支援につながるができるよう、安心して訪れることができる居場所等の社会資源を確保することにより、十分な支援体制が整備されています。

計画全体の目標

目 標 項 目	現状値	目標値
ひきこもり当事者のための居場所数	45か所	60か所
「ひきこもり当事者やその家族に寄り添った支援体制の整備が進んでいる」と考える相談支援機関の割合	57.8%	80%

「第二期三重県ひきこもり支援推進計画」概要②

重視すべき視点

ひきこもりについての正しい理解

課題解決型支援と
伴走型支援

アウトリーチ
支援

DXの推進

専門的支援と
後方支援

施策展開と取組方向

① 情報発信・普及啓発

ひきこもりについての正しい理解の促進 **【新】支援機関の周知促進** 等

② 家族支援

家族に寄り添った相談支援 家族支援の充実 **【新】家族交流会の拡充**

③ 当事者支援

当事者に寄り添った相談支援 アウトリーチ支援の充実 **【新】当事者交流会**

④ 相談支援体制の充実

支援につながるための窓口の多様化 **【新】ピアサポートセンター開設**
包括的な支援体制の構築 等

⑤ 社会参加・活躍支援

社会との接点を持つ機会の提供 **【新】市町等と連携した居場所づくり**
段階的・継続的に社会参加・活躍できる環境づくり

⑥ 支援者支援

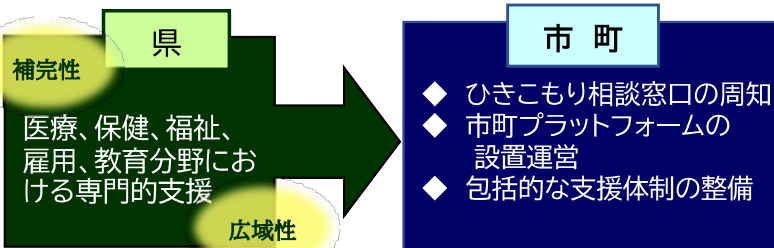
新

相談支援、連携体制の充実に向けた支援 専門性を生かした支援
【新】多職種連携チームの市町等支援 等

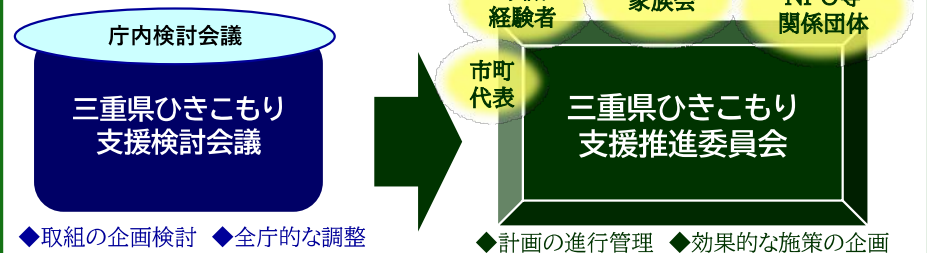
⑦ 多様な担い手の育成・確保

ひきこもり支援に関わる方等への理解促進 **【新】ピアサポーターの養成**

包括的な支援体制（県と市町の役割分担）



計画の推進体制



第二期三重県再犯防止推進計画についての概要①

第1章 計画の概要

1 計画改定の趣旨

(1) 改定の経緯

- 平成28年12月 「再犯の防止等の推進に関する法律」施行
- 平成29年12月 国の「再犯防止推進計画」策定
- 令和2年3月 「三重県再犯防止推進計画」（計画年度R2～6年度）
- 令和5年3月 国の第二次再犯防止推進計画 策定

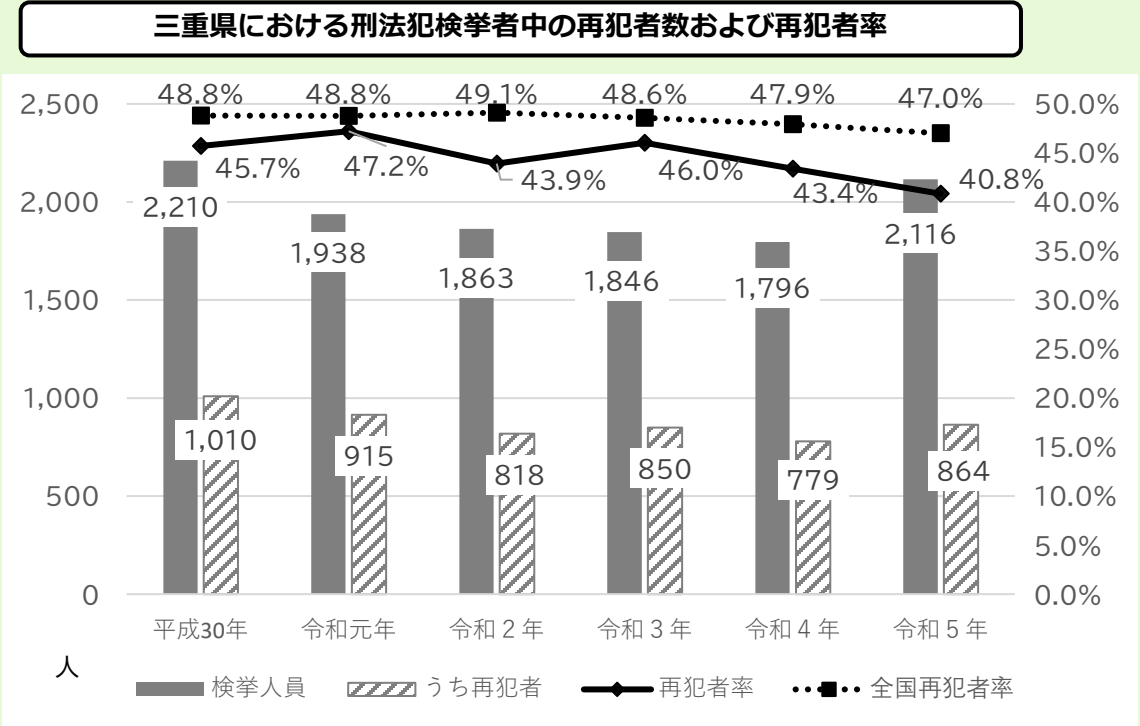
(2) 第一期計画に基づく検証

第一期計画では、以下のとおり重点課題を設定し、各種施策を実施

- ①就労・住居の確保等
- ②保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③学校等と連携した修学支援の実施等
- ④犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援の実施等および
犯罪被害者等の心情等を理解するための取組
- ⑤民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等

【目標値と現状】

令和6年の県内の刑法犯検挙者数の中の再犯者数 808人→令和5年時点864人



【支援の現場から】

個々の課題の複雑化・複合化→犯罪に至った者一人ひとりに寄り添った支援が必要

(3) 国第二次再犯防止推進計画の概要

国の第二次再犯防止推進計画では、「地域による包摂の推進」を新たに重点課題として設け、国と地方公共団体の連携をさらに強化していくことを掲げています。

2 計画の基本理念

「犯罪や非行をした者を孤立させない」
「犯罪や非行に至った者を包摂する社会へ」

3 計画の重点課題

第一期計画の重点課題を承継しつつ、第一期計画の検証、再犯防止推進法、国の第二次再犯防止推進計画をふまえ、重点課題を次のとおり位置付けるものとします。

- ①就労・住居の確保
- ②保健医療・福祉サービスの利用の促進
- ③非行の防止と立ち直り・学び直し支援の実施
- ④犯罪に至った者等の特性に応じた効果的な指導等の実施
- ⑤犯罪被害者等の心情等を理解するための取組
- ⑥民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進
- ⑦国・市町・民間協力者等との連携強化

4 計画の期間

令和7（2025）年度から令和11年（2029）度までの5年間

第2章 三重県の再犯防止を取り巻く現状

- ・保護観察終了時に無職である者の数の割合 令和5年30.1%
- ・一時的に居場所を確保した者の数 令和5年 96人
- ・県における刑法犯検挙者中の犯行時年齢が65歳以上の割合 令和5年 23.8%
- ・三重県地域生活定着支援センターによる支援件数 令和5年度 25件
- ・県内の薬物事犯者の検挙者と再犯者の割合
令和5年 92人うち再犯者49人（53.3%）
- ・県内保護司数および保護司充足率 令和5年 680人（89.0%）

第二期三重県再犯防止推進計画についての概要②

第3章 施策の展開

県の実施とあわせて国および民間協力者等の取組を記載し、**刑事司法の入口段階から地域社会での定着に至るまでの県内で実施する再犯防止に関する取組**を示します。以下には、県の主な取組を示します。

1 就労・住居の確保

- ① 就労の確保
 - ・保護観察終了後の就労、職場定着支援の検討・実施
- ② 住居の確保
 - ・住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅の登録促進
 - ・福祉支援が必要な者等への居住先の支援
 - ・職親プロジェクト等と連携した住み込みで働くことができる雇用主の確保に向けた取組

2 保健医療・福祉サービスの利用の促進

- ① 高齢者または障がい者等への支援等
 - ・被疑者、被告人及び刑務所出所者等への福祉利用サービス支援
 - ・国関係機関との事前調整及び困難事例の共有
- ② 薬物依存をする者への支援等
 - ・薬物事犯者も含めた薬物依存者への治療や社会復帰への支援
 - ・矯正施設への社会復帰アドバイザー等の派遣
 - ・薬物事犯者に対する薬物断絶の指導教養

3 非行の防止と立ち直り、学び直し支援の実施

- ・匿名・流動型犯罪グループによる犯罪に少年を加担させないための非行防止教室の開催
- ・スクールソーシャルワーカーと福祉等関係機関が連携した児童・生徒支援
- ・高等学校中退の防止に向けて教育相談体制の充実
- ・学校と保護司や保護観察所等の連携した立ち直り支援
- ・課題を抱える少年院退所者の児童福祉、障がい者福祉、保護観察所等と連携した帰住先確保や福祉支援
- ・「学び直しへの支援事業」の実施

4 犯罪に至った者等の特性に応じた効果的な指導等の実施

- ・性犯罪者・ストーカー加害者に対する指導等
- ・依存症を抱え、犯罪に至った者への相談支援
- ・暴力団からの離脱支援、離脱者に対する社会復帰支援

5 犯罪被害者等の心情等を理解するための取組

- ・矯正施設等での研修会の開催

6 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進

- ・保護司等の更生保護ボランティア等の確保に係る取組
- ・「社会を明るくする運動」など更生保護への理解を深めるための啓発活動

7 国・市町・民間協力者等との連携強化

- ・県地域生活定着推進センターの福祉的支援を通じた市町や福祉関係機関との連携、地域での処遇検討会等の参加
- ・地域における再犯防止の取組の推進を目的とした市町職員研修の実施
- ・市町の包括的な支援体制の整備に対する後方支援

第4章 評価指標と計画の推進体制

1 評価指標

【評価指標】 令和11年の県内の刑法犯検挙者中の再犯者の割合
【目標値】 **40%未満とする。**
【参考指標】 令和5年の県内の刑法犯検挙者中の再犯者の割合 40.8%

2 推進体制

「三重県再犯防止推進会議」
国の関係機関、更生保護等に取り組む関係団体、市町代表で構成

第1章 計画策定の趣旨

〇趣旨

「三重県ユニバーサルデザイン（UD）のまちづくり推進条例」に基づいて定めるもので、すべての県民が自由に活動し平等に参加できる社会の実現をめざす基本的な計画（計画期間：2023～2026 年）として策定

〇UDをとりまく三重県の状況

・障がい者、高齢者、外国人等、配慮を必要とする方が共生する社会

〇UDをとりまく環境の変化

- ・「新しい生活様式」、DX、SDGs の取組の進行
- ・「地域共生社会」、「ダイバーシティ社会」の実現に向けた取組の進行
- ・障がい者差別の解消に向けた取組の進行
- ・三重とこわか国体、三重とこわか大会の開催に向けて積み上げたレガシーの活用

第2章 第4次推進計画における取組の検証

	成果	課題
UDの意識（ハート）	・「ヘルプマーク」の普及啓発（認知度 78.2%）、「三重おもいやり駐車場利用証制度」の普及啓発、学校出前授業の実施等 ・三重とこわか大会等に伴う障がい者スポーツの充実、農福連携、ダイバーシティ社会の実現に向けた取組等 ・「UDの意味を知っており、関心もある」県民の割合は 53.9%	・「ヘルプマーク」を示しても声かけがない ・おもいやり駐車場の利用マナーがよくない ・「新しい生活様式」の中で、配慮や支援を受けづらい
まちづくり（ハード）	・歩行空間（幅の広い歩道、バリアフリー対応型信号機）の整備 ・交通システム（鉄道駅の段差解消等）のバリアフリー化の推進 ・「県有施設のためのUDガイドライン」による施設整備 ・県有施設のバリアフリー化情報の提供 ・「多くの人が利用する施設が使いやすくなったと実感する」県民の割合は 72.3%	・障がいのある方の社会参加の機会の確保や高齢化の進展への対応のため、より高い水準による、より身近な施設の整備が求められている
製品・情報・サービスの提供（ソフト）	・「わかりやすい情報の提供のためのガイドライン」を活用した、だれもがわかりやすい情報提供 ・「UDイベントマニュアル」を活用した、だれもが参加しやすいイベント実施 ・「UDに配慮された情報・サービス提供を実感する」県民の割合は 63%	・製品・情報・サービスの提供といったソフト面の満足度が、ハード面に比べると低い

取組の視点

第3章 第5次推進計画の取組

取組の方向性

- ・「バリアフリー法」改正による「心のバリアフリー」の取組の推進
- ・「地域共生社会」の実現に向けて
- ・近隣府県での「大阪・関西万博」「アジア競技大会」開催
- ・法律の改正に伴う、障がい者差別の解消に向けた取組の推進

- ・県民のUDへの関心度を高め、おもいやりのある行動につなげる
- ・公共交通機関の移動円滑化に積極的に取り組む
- ・合理的配慮の提供につながるよう、サービス提供者へUDの意識の浸透を図る

計画の目標（めざす姿）

だれもが自分らしく生きられる三重づくり

～すべての人々がお互いを認め合い、自由に活動・参画できる、おもいやりの行動でつながる三重づくり～

ハートの取組

UDの意識づくり(施策体系1)

- 「おもいやり駐車場利用証制度」、「ヘルプマーク」の普及啓発
- 「UDのまちづくり学校出前授業」の実施
- UDアドバイザー養成講座の開催等による人材育成
- UDの認識を深める学習活動の促進（追加）
- 障がい者スポーツの充実（拡充）
- 認知症の正しい理解の促進（拡充） など

ハードの取組

だれもが暮らしやすいまちづくり(施策体系2)

- 駅舎のバリアフリー化（段差解消、バリアフリースイレの設置、ICカードシステムの導入等）の支援（拡充）
- タクシー・バス事業者が行うバリアフリー化（UDタクシー、ノンステップバスの導入等）の支援（拡充）
- 「県有施設のためのUDガイドライン」の周知と市町や民間の公共的施設への展開
- UDに配慮された遊具が設置された公園の情報提供（拡充） など

ソフトの取組

だれもが利用しやすい製品・情報・サービスの提供の促進(施策体系3)

- 「わかりやすい情報の提供のためのガイドライン」の改訂と多様な主体への展開によるわかりやすい情報の発信の促進（拡充）
- 「新しい生活様式」に配慮した「UD イベントマニュアル」の改訂（拡充）
- SNS等を活用したUDに関する情報提供（拡充）
- 選挙における障がいのある方の投票への支援（追加）
- 「障害者差別解消法」、「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」の趣旨等の周知啓発 など

第4章 UDのまちづくりを進める仕組み

I 県の推進体制
三重県UDのまちづくり推進協議会及び庁内会議等での検討

II・III さまざまな主体の役割と連携
県民の皆さん一人ひとり、市町、UDアドバイザー・UD団体、地域の団体、事業者の役割・連携

IV・V 計画の進捗管理と見直し
毎年度取組内容の確認と公表、情勢をふまえ適時見直し
VI 計画に掲げる施策とSDGsの関係
各施策とSDGsの関係性を明示

（２）障がい者福祉の推進

【障がい福祉課】

1 障がい者の地域生活・就労の支援と福祉サービスの充実

（１）現状と課題

①障がい者の居住や日中活動の場の確保・充実

令和６年３月に策定した「みえ障がい者共生社会づくりプランー2024年度～2026年度ー」（別紙）に基づき、障がいの有無にかかわらず、誰もが地域で自立した生活を送ることができるよう、グループホームや通所系の障害福祉サービス事業所の整備を進め、障がい者が地域で生活するために必要な居住や日中活動の場の確保・充実を図っています。

引き続き、特に重度の障がい者が住み慣れた地域で生活できるよう取組を進める必要があります。

②医療的ケアが必要な障がい児・者への支援

医療的ケアが必要な障がい児・者とその家族が地域で安心して生活できるよう、各地域で構築されたネットワークにおける多職種連携や人材育成を行うなど、地域における支援体制の強化と受け皿の整備を進めています。

引き続き、医療、保健および教育等の分野と福祉が連携し、地域での受け皿の整備を進めるとともに、「三重県医療的ケア児・者相談支援センター」を中心に、医療的ケア児・者やその家族が居住する地域にかかわらず適切な支援を受けられるよう取り組む必要があります。

③障がい者の就労支援

障がい者の就労を支援するため、福祉事業所に対する経営改善のための専門家の派遣や共同受注窓口による受注の仲介、販路開拓等に対する支援、障害者優先調達推進法に基づく障害者就労施設等からの調達拡大など、工賃向上に取り組んでいます。また、各障害保健福祉圏域に設置した障がい者就業・生活支援センターにおいて、就職相談・生活支援を行うなど、個々の障がい者に応じた一般就労への移行や定着支援を進めています。

引き続き、工賃向上をはじめ就労支援に向けた取組を充実・強化し、障がい者の自立と社会参加をさらに促進していくことが求められています。

（２）令和７年度の取組

①障がい者の居住や日中活動の場の確保・充実

県内の全ての地域において、必要な訪問系サービスが提供されるとともに、希望する障がい者に日中活動系サービスが提供されるよう市町とともにサービスの充実を図ります。また、地域における居住の場として、グループホームの充実を図るとともに、障害福祉サービスにおける体験利用や自立訓練等により、「福祉施設への入所」から「地域生活への移行」を進めます。

さらに、これらの訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービスの提供による、障がい者の地域生活に対する支援の充実に向けて、各圏域・市町における地域生活支援拠点等の整備促進を図ります。

②医療的ケアが必要な障がい児・者への支援

医療的ケアが必要な障がい児・者とその家族が地域で安心して生活できるよう、「三重県医療的ケア児・者相談支援センター」を中心に、相談支援や地域ネットワークにおけるスーパーバイズ（関係機関への助言指導等）、人材育成等に取り組むとともに、医療的ケア児・者コーディネーターの養成やフォローアップ研修を実施するなど、地域における受け皿の拡充を推進します。

③障がい者の就労支援

障がい者就業・生活支援センターにおいて、就労および生活の一体的支援をきめ細かく行うとともに、障害福祉サービス事業所における工賃等の向上に向けて、専門家の派遣や研修会を実施します。

また、共同受注窓口に対し、受注を促進する営業活動を担うコーディネーターを引き続き配置するなど運営を支援するほか、障害者就労施設等からの一層の調達拡大に注力するとともに、県庁での物品販売（マルシェ）への支援に取り組めます。

2 相談支援体制の強化

（1）現状と課題

障がい者が地域で安心して生活できるよう、市町による身近な相談支援とともに、県による自閉症・発達障がい、高次脳機能障がいの専門的な相談支援および障がい者就業・生活支援センターによる広域的な相談支援を実施しています。

より効果的な相談支援体制となるよう、市町において専門的な相談等の対応を担う基幹相談支援センターの整備を促進し、重層的な相談支援体制の整備を進める必要があります。

また、障害福祉サービス事業所職員等を対象とした研修を実施し、人材育成を行っています。

今後も、より効果的な研修となるよう内容の充実や、受講機会の確保および受講しやすい環境づくりに取り組む必要があります。

（2）令和7年度の取組

基幹相談支援センターの整備促進など、市町の相談支援体制の強化を支援するとともに、地域の人材育成を担う主任相談支援専門員を養成します。

また、県内の優れた取組をしている事業所の職員等に研修の企画・運営に参画いただくことで、より専門性を生かした研修を実施するとともに、研修の定員や実施回数を増やすほか、オンラインを活用し、参加しやすい環境づくりに取り組めます。

3 差別解消および虐待防止と社会参加の推進

(1) 現状と課題

①障がい者差別の解消

「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」に基づき、障がい者に対する理解や社会的障壁の除去の重要性などについて、県民や事業者に対し普及啓発を行うとともに、専門相談員の配置や三重県障がい者差別解消調整委員会を設置し、障がいを理由とする差別の解消を図るための体制を整備しています。また、三重県障がい者差別解消支援協議会を設置し、関係機関と連携して障がい者差別解消のための取組を進めるとともに、相談事例の検証や情報共有を行っています。

さらに、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）」が改正され、令和6年度から事業者の合理的配慮の提供が法的義務となったことについて、引き続き啓発推進員による事業者への周知・啓発等を行っています。

今後も、障害者差別解消法や条例に基づき、適切な相談対応や事業者等への支援を行うとともに、県民や事業者等に対する普及啓発を進める必要があります。

②障がい者虐待の防止

障がい者虐待については、虐待の未然防止、早期発見、迅速で適切な対応を行うため、市町や施設等職員に対する研修や、虐待事案の発生した施設等に対する改善に向けた指導を行っています。

令和6年度に施設等で発生した障がい者虐待は17件となっており、そのうち利用者の強度行動障がいに起因する虐待が約5割を占めています。

引き続き、障害者虐待防止法等に基づき、障がい者虐待の未然防止や虐待事案への適切な対応に取り組むとともに、支援が難しい強度行動障がいのある障がい児・者への専門的支援に取り組む必要があります。

③障がい者スポーツの推進

障がい者の自立と社会参加を推進するとともに、県民の障がい者に対する理解を深めるため、三重県障がい者スポーツ大会等を開催しています。また、令和4年8月に開設した「三重県障がい者スポーツ支援センター」において、県民や企業等からの相談にワンストップで対応するとともに、情報発信、選手の発掘・育成や障がい者スポーツを支える指導員の養成等に取り組んでいます。

今後は、支援していただける企業と障がい者スポーツ団体等とのマッチングを進めるなど、障がい者スポーツの裾野の拡大に向けた取組を進めていく必要があります。

④障がい者の芸術文化活動の推進

芸術文化活動を通じた障がい者の社会参加を促進し、地域における活躍の場を広げることを目的に設置した「三重県障がい者芸術文化活動支援センター」において、障がい者芸術文化祭や作品の移動展示会を行うとともに、アートサポーターによる相談支援を行っています。

引き続き、障がい者が芸術文化に親しみ、表現活動を行う発表の機会を増やすため、障がい者の芸術文化活動の推進に取り組む必要があります。

（２）令和７年度の取組

①障がい者差別の解消

障がい者差別の解消に向けた普及啓発を進めるとともに、専門相談員を配置し、障がい者やその家族等からの相談に適切に対応します。

また、三重県障がい者差別解消支援協議会において、相談事例の情報共有や検証を進めるとともに、法的義務となった事業者の合理的配慮の提供について、啓発推進員が事業所を訪問するなどして、周知・啓発に取り組みます。

②障がい者虐待の防止

障がい者虐待の未然防止、早期発見、迅速で適切な対応を行うため、市町や施設等職員に対し障がい者虐待防止・権利擁護研修を実施するとともに、虐待事案の発生した施設等に対しては、専門家チームの助言をふまえながら改善報告を求め、定期的に改善状況を確認するなど、適切に指導を行います。

また、施設等における強度行動障がいのある障がい児・者など対応が難しいケースについて、専門性を有する人材が施設等を集中的に訪問してコンサルテーションを実施することで、人材の育成と現場の支援力向上を図るなど、虐待の未然防止に取り組みます。

③障がい者スポーツの推進

三重県障がい者スポーツ支援センターにおいて、選手の発掘・育成や競技団体の支援に取り組むとともに、障がい者をはじめとする県民や企業からの相談へのワンストップでの対応、SNS等を通じた情報発信、企業と障がい者スポーツ団体等とのマッチングを通じて、障がい者スポーツの裾野の拡大を進めます。

④障がい者の芸術文化活動の推進

三重県障がい者芸術文化活動支援センターにおいて、障がい者芸術文化祭等を開催し、多様な発表機会を創出するとともに、アートサポーターを活用した相談支援、関係者のネットワークづくり等に取り組み、芸術文化活動を通じた障がい者の社会参加を進めます。



＜三重県障がい者芸術文化祭
展示の様子＞

1 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

- 「みえ障がい者共生社会づくりプランー2021年度～2023年度ー」策定以降における現状と課題や障がい者施策を取り巻く環境変化等をふまえ、総合的かつ計画的に障がい者施策を推進するために策定するものです。

2 計画の基本的事項

計画の性格	■ 本県が取り組む障がい者の自立および社会参加の支援等のための施策の方向性を明らかにした計画
計画の位置づけ	■ 障害者基本法に定める都道府県障害者計画 ■ 障害者総合支援法に定める都道府県障害福祉計画 ■ 児童福祉法に定める都道府県障害児福祉計画 ■ 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律に定める県計画 ■ 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律に定める県計画 ■ 難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本指針に基づく都道府県計画
計画の期間	■ 令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3年間
他の計画との関係	■ 本県の戦略計画である「みえ元気プラン」をふまえて策定するとともに、関連する他の計画との整合を図っています

3 基本理念

障がいの有無によって分け隔てられることなく、
お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現

4 計画推進の基本原則

- さまざまな分野において障がい者施策を展開するにあたり、その全ての取組の基礎として、共通に位置づけられる原則を次のように定めます。

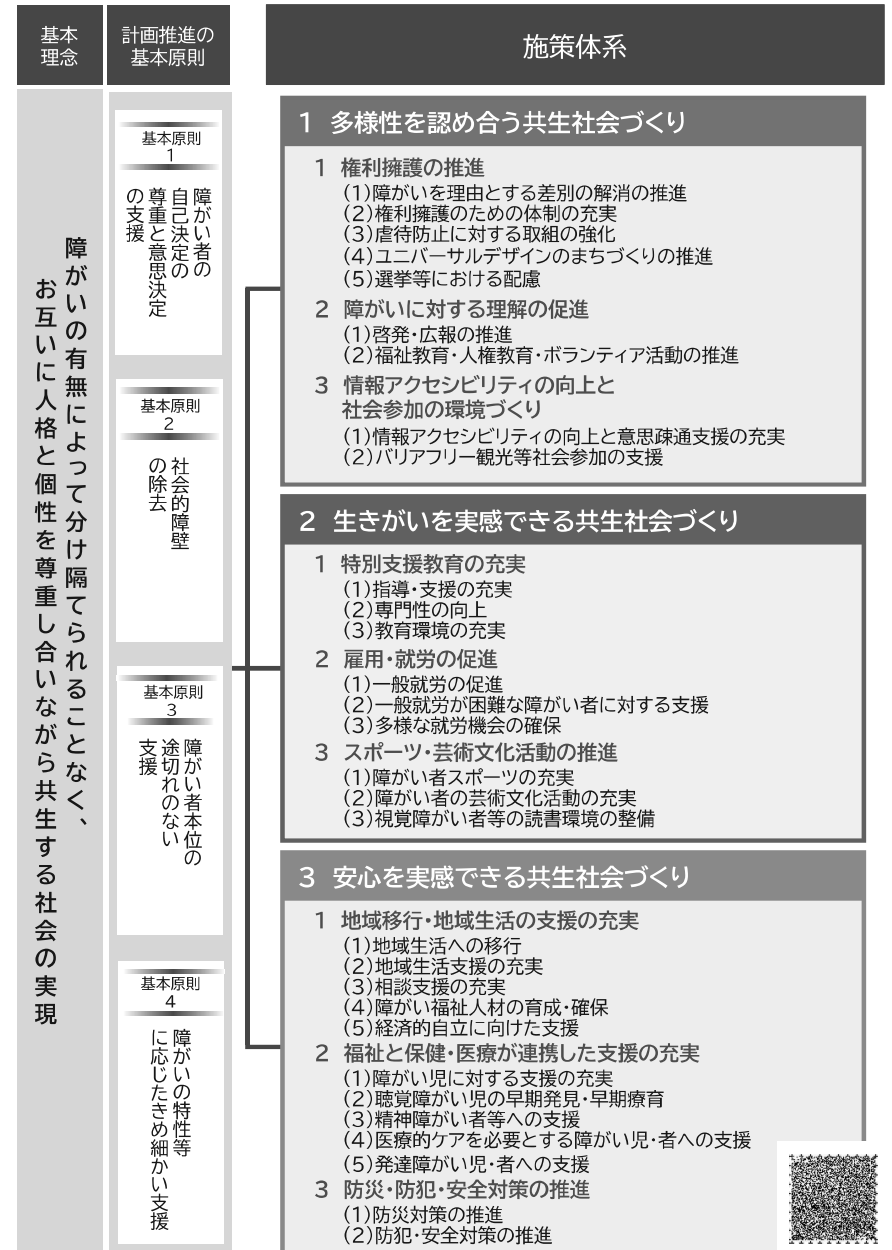
障がい者の自己決定の尊重と
意思決定の支援

社会的障壁の除去

障がい者本位の途切れのない支援

障がいの特性等に応じた
きめ細かい支援

5 施策体系



（３）子どもが豊かに育つ環境づくり

【地域福祉課、少子化対策課、児童相談支援課、家庭福祉・施設整備課】

１ 子どもの育ちを支える地域社会づくり

（１）現状と課題

近年、人口減少や少子化の進行、地域コミュニティの変容、デジタル化の進展など、子どもを取り巻く環境が大きく変化する中、児童虐待、いじめの増加や高止まりが続くほか、子どもの貧困、ヤングケアラーなど、子どもの置かれている状況は深刻さを増しています。

こうした中、国において、令和５年４月に「こども基本法」が施行されるとともに、同年１２月に「こども大綱」が策定されるなど、「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組が進められています。「こども基本法」では、「こども大綱」を勘案し、都道府県こども計画を策定することが努力義務として規定されています。

このような状況をふまえ、令和７年３月に「三重県子ども条例（以下「子ども条例」という。）」（別紙１）を改正するとともに、子ども条例に基づく計画と都道府県こども計画を一体とした計画として、「ありのままでみえっこプラン（令和７年度～令和１１年度）（以下「みえっこプラン」という。）」（別紙２）を策定しました。全ての子どもの権利を保障していくため、子ども条例やみえっこプランに基づく取組を着実に推進していく必要があります。

現在行っている子どもの育ちや子育て家庭を支える取組としては、「みえ次世代育成応援ネットワーク※」の会員企業等において、「オシゴトチャレンジミエキッズ（子どもの会社見学・出前講座）」などを実施しています。

今後も、地域のさまざまな主体（住民、企業・団体）と連携し、子どもの学びや体験機会の創出など、子どもの育ちを支援していく必要があります。



＜オシゴトチャレンジミエキッズ（子どもの会社見学）の様子＞

※みえ次世代育成応援ネットワーク

地域で子どもの育ちや子育て家庭を応援するため、企業や子育て支援団体で構成するネットワーク（令和７年３月末現在：１,６３３会員（企業 ９４８、団体 ６８５））。

あわせて、青少年がインターネットを通じて、犯罪やトラブルに巻き込まれる事例があるため、依頼があった学校等において出前講座を実施し、インターネットやスマートフォンの安全で安心な利用の促進に取り組んでいます。

引き続き、青少年がインターネットを通じて有害情報に接したり、トラブルに巻き込まれたりしないよう啓発を行う必要があります。

また、県内市町が、地域の実情や社会資源に合わせて工夫を凝らし、これまで以上に子どもの育ちや子育て家庭への支援に取り組めるよう、令和5年度に「みえ子ども・子育て応援総合補助金」を創設し、市町の妊娠・出産・子育て等支援事業に対して補助を行いました。

引き続き、市町における子ども・子育て施策の充実と優れた取組の県内での広がり推進していく必要があります。

(2) 令和7年度の取組

①子どもの意見表明の促進、子どもの権利に対する理解の向上

子どもの意見表明を推進し、その意見を子ども施策に反映するため、アンケート、オンライン、対面により子どもの意見を聴き取る「キッズモニター＋（プラス）」を運営するとともに、子どもだけで構成する会議体を新たに設置します。

また、子ども条例の内容や子どもの権利について、大人も子どもも分かりやすく学べるパンフレットを多言語で作成し、啓発に取り組みます。

なお、子ども向けパンフレットの作成には子どもが参画し、その意見を反映するとともに、作成過程を情報発信することで啓発効果を高めます。

②子どもの育ちや子育て家庭を支える取組

地域における継続的なイベント開催を支援する補助金を継続して実施するとともに、「みえ次世代育成応援ネットワーク」の会員企業等をはじめとした地域のさまざまな主体と連携し、子どもの学びや体験機会を創出するなど、子どもの育ちを支援します。

また、インターネットやスマートフォンの安全で安心な利用に関する出前講座を通じて、青少年に対し、インターネット被害防止の重要性を啓発するとともに、保護者に対しても、フィルタリングサービスの必要性、家庭におけるルールづくりなどについて啓発を行います。

③市町の子ども・子育て支援事業への支援

「みえ子ども・子育て応援総合補助金」について、引き続き補助を行いつつ、効果的な取組が他の市町にも広がるよう支援することにより、地域の実情に応じた子ども・子育て施策の充実を図ります。

2 家庭教育応援と男性の育児参画の推進

(1) 現状と課題

家庭の小規模化や地域のつながりが希薄化する中、子育ての悩みや不安を抱える保護者が増加していることをふまえ、令和6年7月に策定した「みえ家庭教育応援方針」（別紙3）に基づき、情報発信や交流事業等の取組を進めています。

インターネット上で子育てのヒントを学ぶことができる家庭教育応援Web講座では、子どもの年齢に応じた内容を追加し、保護者の負担感・不安感の軽減を図りました。

また、子どもを持つ保護者同士が、子育てについての悩みや思いについて語り合うワークショップ「みえの親スマイルワーク」を開催するとともに、「みえの親スマイルワーク講座」、「家庭教育応援連携会議（市町担当者会議）」において、ファシリテーターの養成を行うことで、子育て中の保護者同士のつながりを促す機会の提供や人材の育成に取り組みました。

今後は、保護者が身近な地域で「みえの親スマイルワーク」に参加できるよう、進行を担うことができる人材を養成していく必要があります。

ジェンダーギャップを解消し、希望する人が安心して子どもを産み育てることができるよう、男性の家事・育児への参画を推進しています。令和6年度は、男性の育休取得に関する職場でのエピソードを募集・表彰し、優良事例をまとめたヒント集を作成・配布するとともに、企業の人事・労務担当者や管理職等を対象とした座談会を開催し、男性が希望に応じて育児休業を取得できる職場環境づくりを進めました。

しかしながら、三重県における男性の育児休業取得率は32.7%（令和6年度三重県内事業所労働条件等実態調査）と、女性の育児休業取得率（同調査 90.8%）とは依然乖離しているため、引き続き、男性の育児参画が進むよう取り組む必要があります。



＜パパ育休のススメ
職場のエピソード大賞表彰式の様子＞



＜ヒント集＞

(2) 令和7年度の取組

①家庭教育応援の取組

子育てに不安を抱える保護者の悩みが軽減されるよう、保護者が子育てのヒントなどを学べる家庭教育応援Web講座の充実を図るとともに、保護者が参加する「みえの親スマイルワーク」の進行を担える人材を養成します。

②男性の育児参画の推進

令和5年度の県民1万人アンケートでは、男性の家事・育児参画を推進するためには、企業等における働き方や職場の理解が重要だとする意見が6割以上あることから、引き続き希望に応じて育児休業を取得できる職場環境づくりや、高校生や大学生等に対する出前講座の実施による男性の育児参画に向けた機運醸成を図ります。また、男性の育児参画の質の向上に向けて、家事・育児のノウハウ取得に役立つ動画やガイドブック等を用いた普及啓発に取り組みます。

3 子どもの貧困対策の推進

(1) 現状と課題

ひとり親家庭を含めた困難な環境にある子どもやその家族を支援し、子どもの貧困解消およびひとり親家庭等が安心して生活できる環境の整備に向けた施策を総合的に推進していくため、令和7年3月に「三重県子どもの貧困の解消に向けた対策及びひとり親家庭等支援計画（令和7年度～令和11年度）」（別紙4）を策定しました。

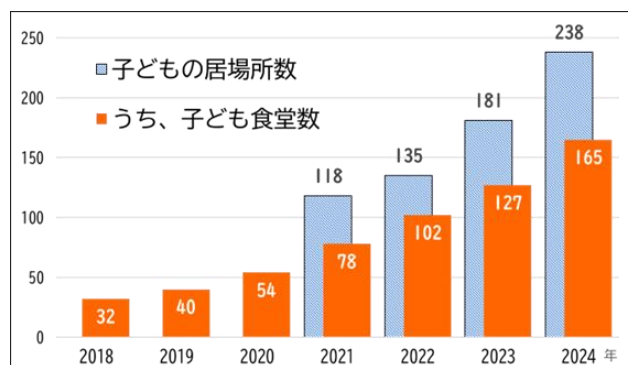
今後、本計画に基づき、教育・生活・就業等の支援や経済的支援、身近な地域における切れ目のない支援体制整備を進めていく必要があります。

①子どもの居場所づくり

昨今の物価高騰の影響を受け、経済的に困窮する子育て家庭はより厳しい状況に置かれています。このような子育て家庭にとって、子ども食堂等の子どもの居場所は、誰もが安心して気軽に利用できる場所であり、食の支援だけでなく学習支援、悩みごとの相談場所などのさまざまな機能をもつ存在として、その役割は一層重要となっています。

そのため、県では、子ども食堂のほか学習支援や体験活動を提供する子どもの居場所の人材育成を支援するため、アドバイザーの派遣や勉強会の開催、インターンシップの実施を行うとともに、子どもの居場所を支援したい企業・団体と子どもの居場所運営団体とのマッチングの支援や子どもの居場所の活動を経済的に支援する補助事業を実施しています。

今後も、子どもの居場所が持続可能な取組となるよう、必要な支援を行う必要があります。



＜県内の子どもの居場所・子ども食堂の数＞

②ひとり親家庭等への支援

ひとり親家庭等の生活基盤の安定や自立の促進を図るため、「三重県母子・父子福祉センター」を中心に、ひとり親家庭の親の就業支援や職業紹介を行うとともに、高等職業訓練促進給付金の支給など、資格・技術取得の支援等を実施しています。母子父子寡婦福祉資金については、家計急変者にも対応しながら、貸付を行っています。

また、令和5年度からは、ひとり親家庭が必要な情報に簡単にアクセスできるよう、ICTを活用した「ひとり親家庭等相談用AIチャットボット※」システムを運用し、情報提供を行っています。

さらに、一時的に生活援助や保育等が必要なひとり親家庭に家庭生活支援員を派遣する市町や、ひとり親家庭等の子どもの学習支援を実施する市町への補助を行いました。あわせて、生活困窮家庭に対して、家庭や児童・生徒の状況に応じた学習支援等に取り組みました（支援人数：41人）。

引き続き、ひとり親家庭等への支援に取り組んでいく必要があります。

※ひとり親家庭等相談用AIチャットボット

「三重県母子・父子福祉センター」のホームページ上で、お金や仕事、離婚、養育費等に関する質問に対して、24時間365日、約500のFAQから自動で必要な情報を提供するもの。

③ヤングケアラーへの支援

ヤングケアラーは、家庭内のプライベートな問題であるため、周囲から十分に認識されず、また、子ども自身や家族がヤングケアラーという問題を認識していないことから、問題が表面化しにくいという課題があります。

令和6年6月、「子ども・若者育成支援推進法」の改正により、国・地方公共団体等が支援に努めるべき対象に「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」としてヤングケアラーが明記されました。支援の対象年齢は、こども期（18歳未満）に加え、おおむね30歳未満とされ、県の役割として、広域的な調査を実施し、ヤングケアラーの把握から支援につなぐ仕組みを構築することや、市町の取組のサポートが求められています。

県では、ヤングケアラーの認知度向上に向けて、支援関係者向けのハンドブックを活用した出前講座の実施のほか、令和6年度は子ども向けにリーフレットを作成し、県内の小学校5・6年生および中学生に配付しました。また、ヤングケアラー・コーディネーターを配置し、早期把握や切れ目のない支援の体制整備や充実に向けて市町への情報提供を行ったほか、ヤングケアラーをはじめ、子育てなどに負担を抱えた家庭の家事・育児等の支援を実施する市町に対して補助を行いました。

今後も引き続き、ヤングケアラーへの支援に取り組んでいく必要があります。

③ヤングケアラーへの支援

ヤングケアラー・コーディネーターによる出前講座の実施など、ヤングケアラーの認知度向上に取り組むとともに、市町に対して、ヤングケアラーをはじめ、子育てなどに負担を抱えた家庭の家事・育児等の支援を行う子育て世帯訪問支援事業の活用を促していきます。

また、適切な支援が早期に届く体制整備に向けて、学校と市町等の連携および情報共有のためのアセスメントシートを作成し、活用を促していきます。

さらに、子ども・若者育成支援推進法の改正をふまえて、新たに高校生世代から30歳までのヤングケアラーの実態を把握するためにアンケート調査等を実施し、広域的な支援体制の整備に向けた検討を進めます。

4 発達支援が必要な子どもへの支援

(1) 現状と課題

発達障がいやその支援の必要性に対する認識が高まっており、今後も発達支援へのニーズが増加すると予想される中、子ども心身発達医療センターを拠点に子どもの発達支援の充実に向けて取り組んでいます。

発達障がいに係る診療ニーズの高まりを受け、子ども心身発達医療センターでは、地域の医療機関とのネットワークの構築と役割分担を進めるため、地域の小児科医等を対象とした発達障がいに関する連続講座を開催し、地域との連携による支援体制の構築に向けて取り組みました。

令和6年度分から、初診の予約方法について電子申請を導入し、24時間申込可能としたほか、予約可能な期間を3か月ごととするなど改善し、受診者を院内の調整会議で決定することで、児童精神科医療の必要な方を、より適切な時期に医療につなげるよう取り組みました。

また、市町における保健・福祉・教育の機能を一元化した総合窓口の整備や、市町の核となる専門人材「みえ発達障がい支援システムアドバイザー」の養成（令和6年度は3名を養成）、発達障がい児等への早期支援ツール「CLM※と個別の指導計画」の保育所等への導入の促進など、発達に課題のある子どもへの早期支援体制の整備を図ってきました。

今後も、地域での支援体制を充実できるよう取り組む必要があります。

※CLM (Check List in Mie)

幼稚園・認定こども園・保育所に通う発達障がい児等の行動等を観察し、「個別の指導計画」を作成するために、旧あすなる学園が開発したアセスメントツール。

(2) 令和7年度の取組

子ども心身発達医療センターにおいて、児童精神科医療の必要な方を、より適切な時期に医療につなげるよう引き続き取り組みます。診療につながらない緊急性の低いケースについては、市町のみえ発達障がい支援システムアドバイザーや地域の療育機関等につなげることで、専門性の高い医療提供体制を維持していきます。

また、医師の確保や専門人材の育成に取り組むとともに、地域の小児科医等を対象とした連続講座を開催するなど、身近な地域における診療体制の確保・充実を図ります。

5 DV防止対策の推進

(1) 現状と課題

県内の女性相談窓口への相談は毎年3,000件以上発生しており、令和6年度は3,379件となりました。相談内容は、夫等からのDVに関する相談が約4分の1を占めるほか、生活困窮をはじめとする経済的な問題や住居の問題など、多岐に渡っています。

＜女性相談窓口の相談件数推移＞

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
件数	3,903	3,604	3,310	3,625	3,633	4,350	3,599	3,429	3,499	3,379
うち、夫等の暴力に関する相談	1,083 (27.1%)	969 (26.9%)	843 (25.5%)	882 (24.3%)	964 (26.5%)	1,337 (30.7%)	981 (27.3%)	992 (28.9%)	934 (26.7%)	903 (26.7%)

そのため、県では、女性相談支援センターや福祉事務所に配置している女性相談支援員を中心とした電話相談や対面による相談に加えて、24時間相談を受け付けるSNS相談を実施するなど、社会情勢の変化に応じた相談環境の整備に努めています。

また、女性相談支援センターにおいて一時保護する女性が児童を同伴している割合は、令和元年度以降、約4～7割と高くなっており、同伴児童は面前DVによる心理的虐待や、保護された女性と同様に身体的虐待を受けている事例があることから、センターに同伴児連絡調整員を配置し、児童相談所や児童福祉施設等の関係機関との連携強化を図っています。

令和6年度は、女性相談支援員の相談対応スキルの向上のため、男性被害者からのDV相談の状況についての理解や、女性相談、一時保護にかかる事例紹介と検討など実践的な研修を行いました。

さらに、国において「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(以下「困難女性支援法」という。)が施行されたことを受け、DV被害のほか、女性をめぐるさまざまな課題の解消に向けて、県DV防止計画と困難女性支援法に基づく基本計画が一体となった「三重県DV防止及び被害者保護並びに困難な問題を抱える女性への支援のための基本計画(令和7年度～令和11年度)」(別紙5)を令和7年3月に策定しました。

今後は、策定した計画に基づき、女性相談支援センターの相談機能を強化するとともに、NPO等関係機関と連携して切れ目のない支援を進める必要があります。

（２）令和７年度の取組

女性相談支援センター等において、各種相談に丁寧に対応するとともに、同伴児連絡調整員の活用によるDV被害者等が同伴する子どもへの支援の充実や、女性相談支援員の人材育成に取り組めます。

また、相談を必要とする人に、相談窓口の情報がより届きやすくなるよう、市町の窓口をはじめハローワークやフレンテみえなどにミニカード等を配架し、周知啓発に取り組めます。

さらに、女性相談支援センターの相談機能を強化するため、各種支援団体の支援内容を把握し、必要な支援につなげていくことを目的とした女性相談コーディネーターを配置するとともに、DV被害者及び困難な問題を抱える女性支援調整会議の開催によりNPO等関係機関と連携して切れ目のない支援を進めます。

三重県子ども条例 概要

三重県の子ども政策に関する課題

施行期日

令和7年4月1日

- ①子どもの権利侵害が増加している
- ②子どもを取り巻く環境の変化に伴い、子どもの健やかな育ちに必要な施策のニーズが増加・多様化している
- ③子どもの意見表明の推進
- ④子育て家庭の負担感、孤立感が増大している

子ども条例改正の考え方

※三重県子ども条例(平成23年3月23日制定)を全部改正！

- ①子どもの権利を保障することを正面から捉える
- ②子どもの健やかな育ちを支える多様な施策を推進する
- ③子どもに必要な情報を提供したうえで、意見を聴き、尊重する
- ④子育て家庭に寄り添った様々な支援を実施する

目的 (第1条)	子どもの権利を保障し、生きづらさや困難を取り除き、 子どもが将来に夢や希望を持ちながら成長できる環境づくりの推進
定義 (第2条)	子ども…18歳未満の者 18歳に達した後も引き続き施策の対象とする必要がある者
基本理念 (第3条)	次に掲げる事項をはじめとした子どもの権利を保障すること ①子どもは、生まれながらに権利を有し、いかなる理由による差別も受けることがない ②子どもは、生命及び健康が守られ、健やかに成長することができる ③子どもは、自分の意見を表明し、多様な社会的活動に参画することができる ④子どもは、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される
県の責務・ 各主体の役割 (第4～9条)	県……………子ども施策の策定・実施、子どもの意見の反映、各主体の取組の支援 保護者……………子どもの養育に関する第一義的責任 学校等……………安心して学べる環境づくり、子どもの権利学習の推進、意見表明の支援 事業者……………子育てしやすい職場環境の整備 支援団体…専門性を生かした子ども・子育て家庭への支援 県民……………子ども施策への関心と理解、協力

基本的施策(県)

(子どもの安全・安心の確保)(第11条)

- ・虐待、いじめその他の権利侵害から子どもを守るため、安全と安心の確保に必要な施策の推進
- ・子どもの権利が侵害された場合に救済を図ることができる体制の整備その他の必要な措置の実施

(子どもの権利について学ぶ機会の提供)(第12条)

- ・子どもの権利について、保護者、学校等関係者、県民および子ども自身が学ぶ機会の提供

(子どもの育ちへの支援)(第13条)

- ・乳幼児期からの切れ目のない支援、子どもの主体的な活動の支援、多様な学び・遊び・体験活動の支援、居場所づくりの支援、貧困の状況にあるなど特別な支援や配慮が必要な子どもへの支援

(子どもの意見表明及び社会参画の促進)(第14条)

- ・子どもの意見の施策への反映、子どもの意見形成支援、社会的活動への参画の促進

(子育て家庭への支援)(第15条)

- ・多様な子育てと働き方のための環境整備、情報提供その他の子育て家庭に寄り添った支援

(人材の育成、環境の整備)(第16条)

- ・子どもや子育て家庭を支える人材の育成
- ・各主体の活動、市町の子ども施策の促進を図るための環境整備

(相談への対応)(第17条)

- ・子どもや子育て家庭からの相談への対応

施策の総合的・計画的な推進

(計画の策定)(第18条)

- ・施策を総合的・計画的に推進するための計画の策定

(子どもの視点に立った情報の提供)(第19条)

- ・子どもが情報に触れ、理解を深めることができるよう、子どもの視点に立った分かりやすい情報の提供

ありのままでみえっこプランの概要

計画の策定方針

- ①子ども条例で規定する基本的施策を推進するための計画とすることを重視
- ②こども大綱を勘案し、条例にはない「若者支援」「少子化対策」も要素に加える

計画で進捗管理する重点的な取組の柱立て

- (1)子どもの安全・安心の確保
- (2)子どもの権利について学ぶ機会の提供
- (3)子どもの育ちへの支援
- (4)子どもの意見表明及び社会参画の促進
- (5)子育て家庭への支援

方針①

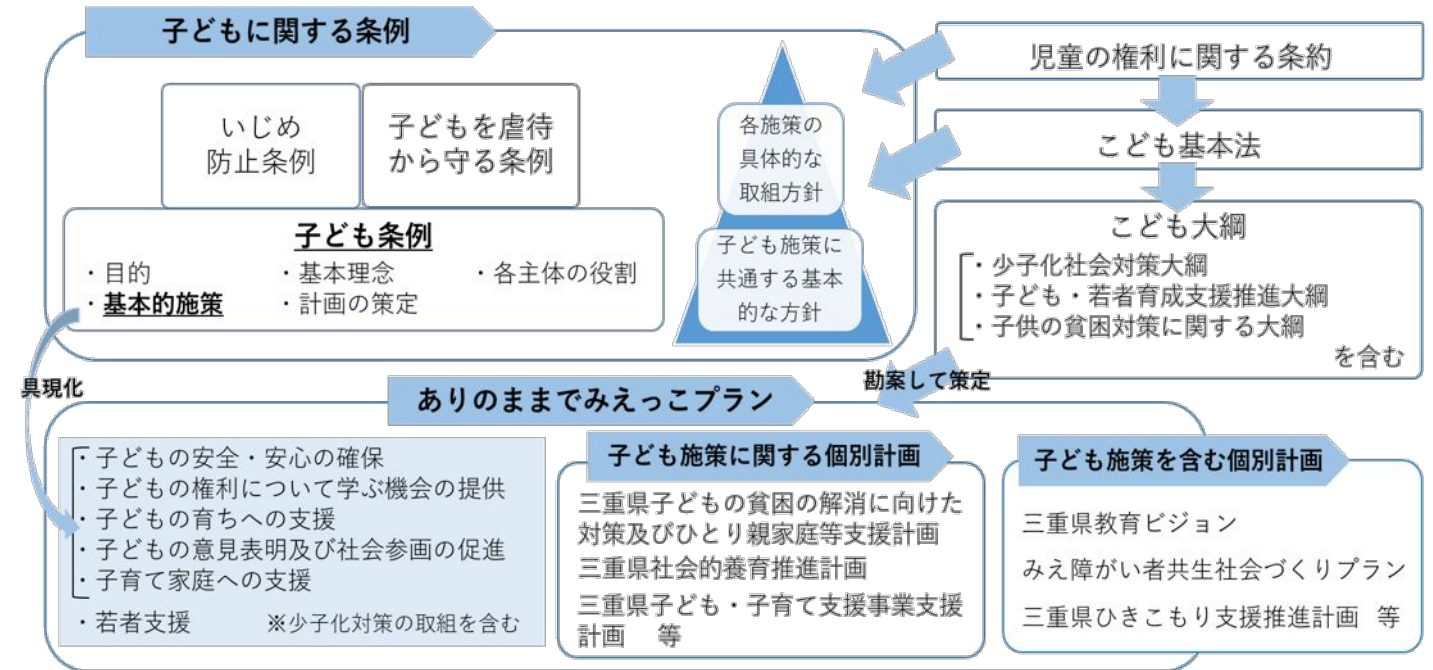
(6)若者支援

子どもが若者となり、
自立するまでの支援

← 方針②

※「少子化対策」は(3)(5)(6)に取組として溶け込み

重点的な取組も含めた県の子ども施策全般について、
子どものライフステージ等の視点で整理した項目も用意



【参考】ありのままでみえっこプランと法令等との関係性

計画がめざす姿

全ての子どもが豊かに育ち、
将来にわたって幸せな状態で生活することができる三重

総合目標

- ・「生活に満足している」と思う子どもの割合
- ・「自分の将来について希望がある」と思う子どもの割合
- ・「子ども施策について自分の意見が聴かれている」と思う子どもの割合
- ・「自分が好きだ」と思う子どもの割合(自己肯定感)

「みえ家庭教育応援方針」の概要

めざすべき姿

- ◎子どもたち一人ひとりが、ありのままの自分を受け容れられているという実感を持ちながら、自己肯定感を高めるとともに、生まれ育った環境に関わらず、その可能性を最大限に発揮し、豊かに育っている。
- ◎保護者が、子育てに喜びや希望を感じ、自分自身の人生を豊かなものにしている。
- ◎社会全体で家庭を支える気運が醸成され、家庭教育の応援に向けた多様な取組が積極的に進められている。

基本理念

- 子どもにとって最もよいことを第一に考える
- 「子育ての喜び」を共に育む家庭教育応援の取組を推進する
- 家庭の自主性を尊重する
- 家庭における教育力の格差を解消する
- 社会全体の「つながり」の中で進める

経済面、生活面などで困難を抱える家庭を補完する

取 組

取組の視点

- (1) 切れ目のない応援
- (2) 地域の特徴や家庭の実情に応じた応援
- (3) ICTの活用

1 保護者と子どもの学びの応援

取組①

幅広い学習機会や情報の提供

取組②

学習コンテンツの充実と学びの推進

取組③

子どもの習慣づくり

2 多様な主体で家庭を支える取組の充実

取組④

多様な主体の連携による学習や体験活動等の促進

取組⑤

社会全体で家庭を支える気運の醸成

取組⑥

困難を抱える家庭への応援

3 家庭教育を応援する体制づくり

取組⑦

県、市町、学校等の連携強化

取組⑧

人材の養成

取組⑨

相談体制の充実

<子どもを取り巻く大きな環境変化>

- GIGAスクール構想、スマートフォンの普及等
- 新型コロナウイルス感染症が子どもに与えた影響

【主な取組】

- 子どもの貧困・居場所づくり
- 児童虐待の防止
- 社会的養育の推進
- ヤングケアラーへの支援
- ひきこもりに係る相談支援体制の充実

【方針に基づく取組の推進】

- ・地域、学校、企業等と連携する。
- ・市町と県の役割分担を確認しながら、推進していく。
- ・毎年度その成果を取りまとめて公表する。

「三重県子どもの貧困の解消に向けた対策及びひとり親家庭等支援計画」の概要

計画策定の基本的な考え方

○子どもの貧困の解消及びひとり親家庭等が安心して子育てや生活ができる環境の整備に向けた施策を総合的に推進していくため、計画を一本化して策定

三重県子どもの貧困対策計画

三重県ひとり親家庭等自立促進計画

三重県子どもの貧困の解消に向けた対策
及びひとり親家庭等支援計画

○計画期間：令和7年度～令和11年度（5年間）

○子どもの貧困のとりえ

子どもが、経済的困難やそれに起因して発生するさまざまな課題を抱えている状況＝子どもの貧困

子どもの貧困及びひとり親家庭の現状

○子どもの貧困率（全国値）



令和3年の子どもの貧困率は11.5%と、約9人に1人が子どもの平均的な生活水準の半分に満たない状況

○ひとり親家庭の世帯数の推移（三重県）

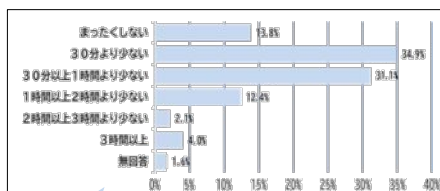


ひとり親家庭の世帯数は、令和2年では14,996世帯となっており、平成27年から約17%減少

実態調査

県内の貧困家庭及びひとり親家庭における生活実態を把握し、効果的な支援につなげるため、当事者へのアンケート調査や、聴取調査を実施

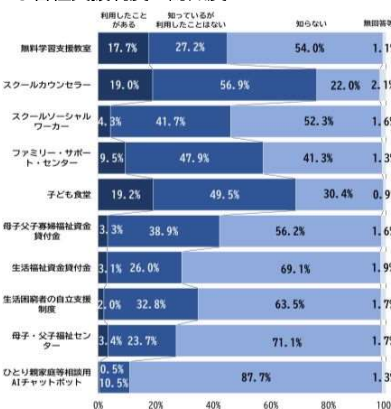
○平日の授業以外の勉強時間



1時間未満と回答した子どもが約8割となるなど、全体的に勉強時間が少ない

「知らない」と答えた方が多く、特に、「母子・父子福祉センター」（71.1%）、「ひとり親家庭等相談用AIチャットボット」（87.7%）など、ひとり親家庭への支援について「知らない」と答えた割合が多い

○各種支援制度の認知度



めざす姿

子どものライフステージに応じた教育等のさまざまな支援や、保護者への経済的支援等によって子どもの貧困を解消するとともに、ひとり親家庭等の生活の安定を図り、安心して子育てができる環境を整えることで、子どもの権利利益が守られ、社会から孤立することなく、夢と希望を持って健やかに成長できる社会をめざします

取組の視点

1. 親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援体制の構築
2. 支援が届いていない、または届きにくい子どもや家庭に配慮した体制の整備
3. 市町における支援体制の充実
4. 学校を地域におけるプラットフォームとした子どもの貧困の解消に向けた対策の推進
5. ひとり親家庭等を中心とした生活の安定と向上に資するための取組の推進

具体的取組と計画目標

支援の柱	目標項目	現状値	目標値 (令和11年度)
1. 教育の支援 ① 学校をプラットフォームとした子どもの貧困の解消に向けた対策の展開 ② 教育に係る経済的負担の軽減 ③ 生活困窮家庭やひとり親家庭等への学習支援	ひとり親家庭や低所得子育て世帯等の子どもが利用できる学習支援事業に登録する人数	261人 (R5)	600人
	児童養護施設、里親の子どもの高等学校等卒業後の進学率、生活保護世帯の子どもの大学等進学率	32.1% (R4・R5)	45%
	地域住民の参画による学習支援に取り組んでいる公立小中学校の割合	76% (R5)	100%
2. 生活の支援 ① 保護者の妊娠・出産期から子どもの自立までの切れ目のない生活支援 ② 子どもの生活支援 ③ 子どもの安心できる居場所づくり ④ 子どもの自立支援 ⑤ 住宅支援	こども家庭センター設置市町数	15市町 (R6)	29市町
	ひとり親家庭等日常生活支援事業、子育て世帯訪問支援事業、ひとり親家庭に対してファミリー・サポート・センター事業利用料への助成のいずれかを実施する市町数	19市町 (R5)	29市町
	子ども食堂、子ども向け体験活動、学習支援教室など、学校や家庭以外で子どもが気軽に集える「子どもの居場所」の数	181か所 (R5)	350か所
3. 保護者に対する就労の支援 ① 相談・職業紹介 ② 資格・技術取得の支援 ③ 親の学び直しへの支援	三重県母子・父子福祉センター(母子家庭等就業・自立支援センター)求人票件数	150件 (R5)	250件
4. 経済的支援 ① 養育費の確保に関する支援 ② 手当の支給等による支援	養育費を受給している割合	25.4% (R5)	40%
5. 身近な地域における子どもと保護者に対する切れ目のない支援体制の整備 ① 行政および地域、学校、関係機関・団体等の連携体制の充実と活用 ② 市町による計画策定や取組の充実促進 ③ 相談機能の充実 ④ 各種制度における広報の強化 ⑤ 父子家庭に対する支援の充実 ⑥ 社会の理解促進に向けた周知啓発	子どもの貧困の解消に向けた対策についての計画を策定している市町数	15市町 (R6)	29市町
	こども家庭センター設置市町数【再掲】	15市町 (R6)	29市町

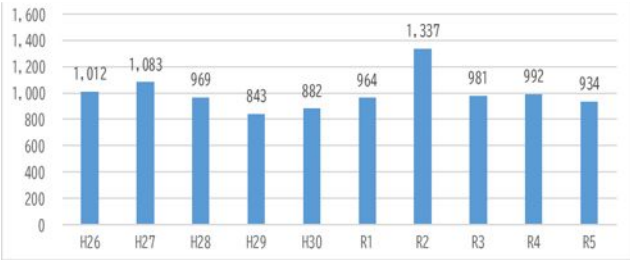
「三重県DV防止及び被害者保護並びに困難な問題を抱える女性への支援のための基本計画」の概要

計画の基本理念

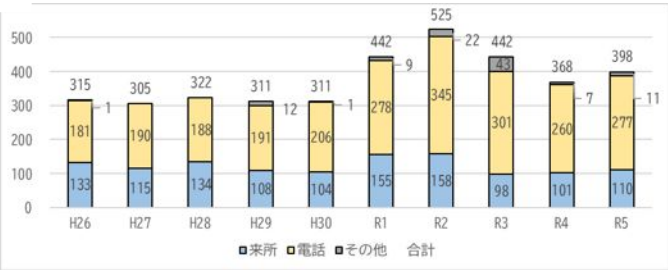
- ①女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることをふまえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題およびその背景、心身の状況などに応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助などのさまざまな支援を包括的に提供する体制を整備すること。
- ②困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関および民間団体との協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。
- ③人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。
- ④個人の尊厳を害し男女平等の実現の妨げとなる配偶者からの暴力を防止することで、暴力を容認しない社会の実現に向け取り組むこと。

現状と課題

○女性相談支援センターおよび各県福祉事務所での相談件数

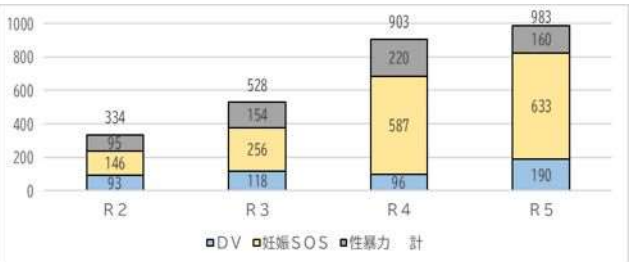


○配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数

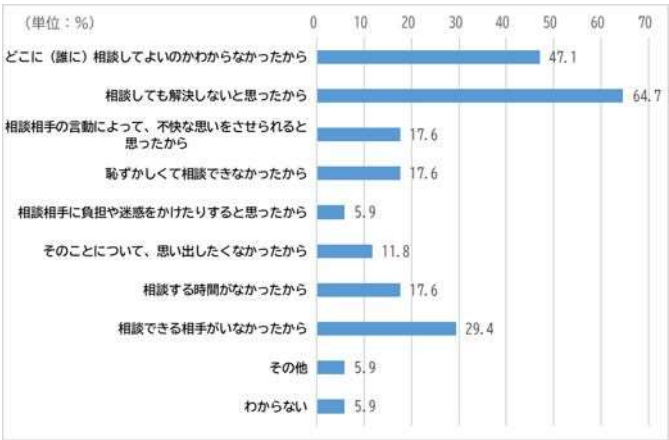


課題：DV相談件数は依然として高水準になっており、多くの被害者に支援が必要な状況です。

○SNS相談事業「三重県DV・妊娠SOS・性暴力相談」の実績



○抱えている困難な問題について相談しなかった理由



課題：SNSによる相談を中心に若年層からの相談が増加していることから、若年女性がアクセスしやすい相談体制を整備するとともに、公的機関だけでなく民間団体と連携しながら、若年女性への支援の充実を図る必要があります。また、相談機関があることを知らないといった意見が依然として多数を占めることから、従来の公的機関による相談窓口の周知とともに、身近なSNS相談などの周知広報に努める必要があります。

支援対象者

家庭の状況、地域社会との関係、性的な被害その他のさまざまな事情により日常生活または社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性）のことを指します。
また、DV被害者支援においては、性別を問わず、配偶者からの暴力を受けた人を対象とします。

計画のポイント

- ①若年女性への包括的支援の推進
②安全・安心の確保と社会意識の啓発・教育

計画の体系と数値目標

めざすべき方向性	取組内容	指標	目標 (令和11年度)
1 個人の尊厳を尊重し合う社会づくり 【教育・啓発】	男女平等や人権擁護に関する社会意識の形成と教育の推進	困難な問題を抱える女性の内、抱えている問題についてどこ（だれ）かに相談したことがない人の割合（県民アンケート）	50%以下
	自らが抱えている問題に気づき、支援につながるための広報啓発および研究	DV被害を受けた経験のある人の内、どこ（だれ）かに相談したことがない人の割合（県民アンケート）	50%以下
	支援に関する啓発、相談窓口などの支援情報の積極的な周知	「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に啓発を行う団体数	52箇所以上
2 支援につながる相談窓口の整備 【相談支援】	関係機関などによるアウトリーチ・支援につなげるための環境づくり	S N S相談窓口を利用した困難な問題を抱える女性の数	1,400件以上
	女性相談支援センターの総合的な調整機能の強化・充実		
	女性相談支援センターを中心とした、SNSや民間団体を活用しての相談窓口の設置	医療関係者、民生委員、NPOなど、困難な問題を抱える女性を発見する可能性のある関係機関との研修の回数（啓発活動の回数）	10回以上
	個々の状況に応じた専門相談の実施		
3 安全・安心が守られる保護の実施 【緊急対応】	安全・安心の確保と保護体制の充実		15箇所以上
	同伴する子どもへの支援の充実	一時保護委託に係る委託契約施設数	
	保護におけるさまざまな主体との切れ目ない支援の実施		
4 困難女性を支える仕組みづくり 【女性の困難の解消】	官民協働による孤立させない若年女性への支援		240人以上
	本人に寄り添った支援のための体制づくり	女性相談対応者の内、各支援制度（経済支援、就労支援、住宅支援など）の活用につながった困難な問題を抱える女性の数	
	生活基盤を支えるための支援		
	居場所づくりの支援		100%
	さまざまな困難を要因とする支援対象者への心理的支援の充実	一時保護された困難な問題を抱える女性が母子生活支援施設・女性自立支援施設への入所や地域における支援につながった人の割合	
	外国人、障がい者、高齢者、性自認が女性であるトランスジェンダーなどの当事者への対応		
5 関係機関と連携した支援体制づくり 【関係機関との連携】	支援調整会議およびDV対策協議会を活用した連携体制の構築および強化	支援調整会議を設置している市町数（DV対策協議会および要保護児童対策地域協議会と組織的に一体化しているものを含む）	29市町
	困難女性の支援における関係機関の連携強化		
	市町における困難女性支援に係る推進体制の整備および促進	困難女性支援法に基づく基本計画を策定している市町数	29市町
	関係機関・職務関係者への研修やサポートの充実と支援対象者に関する個人情報保護の徹底	連携可能なNPOの数（一時保護や対応困難案件での連携、困難な問題を抱える女性の発見、研修講師招聘などの女性支援事業の活動内におけるもの）	10団体以上
	支援者の養成		

（４）幼児教育・保育の充実

【子どもの育ち支援課】

1 幼児教育・保育サービスの充実と放課後児童対策等の推進

（１）現状と課題

県内では、令和6年4月1日時点で、108人の待機児童が発生しており、その9割近くが多く保育士を配置する必要がある0～2歳の低年齢児となっています。共働き世帯の増加や女性就業率の上昇等により、今後も低年齢児の保育ニーズの高止まりが見込まれる中、令和6年4月から保育士の配置基準が見直され、障がいのある子ども等の受入れや、令和8年度から本格実施が予定されている「こども誰でも通園制度」への対応など、さらなる保育士の確保が必要な状況となっています。

県では、地域の子育て支援の実施主体である市町の「子ども・子育て支援事業計画」を着実に推進するため、令和7年3月に「第三期 三重県子ども・子育て支援事業支援計画（令和7年度～令和11年度）」（別紙）を策定しました。

今後、地域の実情に応じて必要とされる保育の「量」の拡充、幼児期の学校教育・保育の「質」の向上など、地域の子ども・子育て支援の充実を図っていく必要があります。

保育所等の待機児童解消や保育士の確保・離職防止に向けては、「三重県保育士・保育所支援センター」のウェブサイト「みえのほいく」で保育の仕事の魅力を発信するとともに、施設整備や職場環境の改善を行う市町等の取組を支援しています。あわせて、給与・賞与等の処遇改善につながる保育士等キャリアアップ研修をオンラインで実施し、令和6年度は2,403人が修了しています。

今後も引き続き、保育士確保に向けた取組や、保育士の処遇改善につながる取組を、より一層進めていくことが必要です。



＜こども誰でも通園制度リーフレット
（出典：こども家庭庁）＞



＜みえのほいくホームページ＞

また、令和5年度に県内の認定こども園で発生した不適切保育事案を受け、不適切保育の未然防止や職場環境の改善を図ることを目的として、保育士等を対象とした研修会を四日市、松阪の2会場（79人が受講）で実施するとともに、臨床心理士の資格を持つ「保育士支援アドバイザー」を保育所等に派遣（17園のべ45回）して、子どもとの接し方や保護者対応などについて、助言等を行いました。

引き続き、保育士等の人権意識の向上を図り、保育の質の向上と不適切保育の防止を図っていく必要があります。

放課後児童対策では、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生が放課後を過ごす場として、放課後児童クラブや放課後子ども教室の整備・運営等に対する取組や、子どもが病気になったときに子どもを預けることができる病児保育等の取組などについて、市町を通じて支援をしています。

今後も、より一層、取組を充実させていく必要があります。

（2）令和7年度の取組

①保育の量的拡大および確保

保育所等の待機児童の解消に向けて、保育所等の整備を支援するほか、「新たな保育人材の確保」「保育士の離職防止」「潜在保育士の職場復帰」の3つの柱で保育士確保の取組を推進します。

新たな保育人材の確保については、引き続き、保育士をめざす学生に対して、保育士修学資金の貸付を行うとともに、指定保育士養成施設の学生の保育所等への就職を促進するため、保育所等の実習担当者を対象として、実習生を受け入れる際に配慮すべき点などを学ぶ研修を実施します。

保育士の離職防止については、新任保育士の就業継続につながる研修を実施するとともに、保育補助者の活用や保育関連業務へのICTの導入など、保育所等における職場環境の改善を図っていきます。

潜在保育士の職場復帰については、「三重県保育士・保育所支援センター」における人材バンク機能を強化し、潜在保育士等の同センターへの登録や最新の求人情報や職場復帰研修の発信を促進するなど、保育所等への就職支援を進めていきます。さらに、ウェブサイト「みえのほいく」の充実を図り、就労を希望する保育士への求人情報や研修事業、保育所等の情報をきめ細かく発信します。

②幼児教育・保育の質の確保と向上（不適切保育の防止）

幼稚園教諭や保育士等の専門性を高め、処遇改善の要件となっているキャリアアップ研修を実施することで、保育現場におけるリーダー的職員の育成および資質向上を推進します。

また、引き続き不適切保育の未然防止に向けた研修を行うとともに、臨床心理士等の「保育士支援アドバイザー」による、保育現場へのアウトリーチの相談支援事業を実施するなど、保育の質の向上や働きやすい職場環境の整備を図っていきます。

③地域の子ども・子育て支援の充実

放課後児童クラブや放課後子ども教室の施設整備、運営への支援を行い、放課後における児童の健全育成に努めます。

また、低年齢児の保育を行う地域型保育の家庭的保育者や放課後児童クラブの補助員となる子育て支援員の研修等についても、引き続きオンラインによる研修を実施するなど、受講しやすい環境づくりに取り組みます。

さらに、病児保育の運営や施設整備への支援を行い、地域の保育環境の整備を推進します。

「第三期三重県子ども・子育て支援事業支援計画」の概要

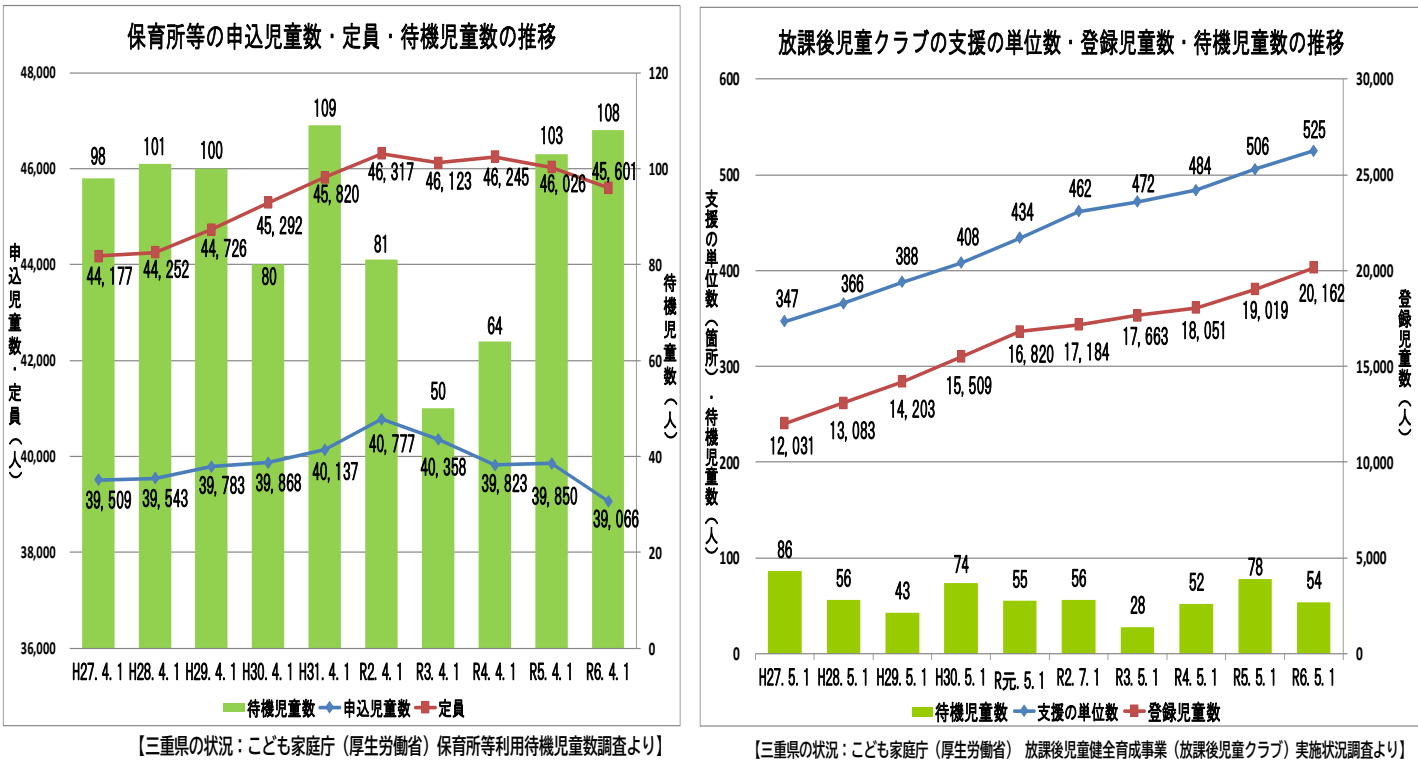
別紙

計画期間（第三期） 令和7年度～令和11年度（5年間）

計画のポイント

- (1) 市町の「子ども・子育て支援事業計画」をふまえて計画を策定
- 子ども・子育て支援法に基づき、市町及び県は、国が示す基本指針に即して、それぞれ5年を1期とする計画を定めるものとされています。各市町は、今後5年間の量の見込み（事業需要量）及び確保方策（事業供給量）を定めるなど、子ども・子育て支援事業の実施主体として、市町子ども・子育て支援事業計画を策定する一方、県は、市町計画等をふまえ、市町が市町計画に基づく取組を着実に実施できるよう支援するため、県子ども・子育て支援事業支援計画を策定します。
- (2) 法改正をふまえた「地域子ども・子育て支援事業」の促進
- 令和4年の「児童福祉法等の一部を改正する法律」では、子育て世帯訪問支援事業等の家庭支援に関する事業が創設・拡充されるとともに、令和6年の「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」では、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）や妊婦・産後ケア等に関する事業が創設され、それぞれ地域子ども・子育て支援事業として位置づけられています。こうした新たな事業も加え、市町が地域の実情に応じ、着実に事業を実施できるよう支援します。
- (3) 保育人材の確保及び保育の質の向上に向けた取組の推進
- 保育所等では、保育士不足が主な要因となって、毎年、待機児童が発生していることから、保育士等の確保を重要な課題と捉え、三重県保育士・保育所支援センターの活用及び人材バンク機能の強化により保育士等の確保に努めます。また、県内の一部の保育所等において不適切保育事案が発生しており、保育の質の確保・向上を図る必要があることから、各種研修の実施や臨床心理士の資格を持つ保育士支援アドバイザーによるアウトリーチの相談支援等に取り組みます。

三重県における待機児童数等の状況



計画の体系

項目	取組内容
教育・保育に係る量の確保及び一体的な提供等	市町と連携し、教育・保育の受け皿確保を図り、すべての子どもへの質の高い教育・保育の提供を目指します。また、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校等の円滑な接続に関する取組について推進します。
地域子ども・子育て支援事業の推進	市町が地域の実情に応じて定めた市町計画に基づき、地域子ども・子育て支援事業が着実に実施することができるよう支援していきます。 なお、新たに創設された事業については、市町における実施状況をふまえて、必要な支援を行っていきます。
教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の従事者の確保、資質の向上等	保育士等の確保については、三重県保育士・保育所支援センターを中心に据え、新たな保育人材の確保・保育士等の離職防止・潜在保育士の職場復帰に向けた取組を進めます。 放課後児童支援員等の確保についても、放課後児童支援員認定資格研修等を毎年複数回実施することで、支援員等の確保を進めていきます。 また、保育士等を対象にした人権保育研修や保育士等キャリアアップ研修等の各種研修を実施するとともに、放課後児童支援員等に対しても、資質向上研修を実施します。
教育・保育等情報及び特定教育・保育施設設置者等経営情報の公表	国の「子ども・子育て支援情報公表システム（ここdeサーチ）」により、市町・事業者が提供する教育・保育等に関する情報を公表しています。子ども・子育て支援法の改正に伴い、令和7年度から、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者から報告される経営情報のうち、職員の処遇等に関する情報であって、保護者の施設・事業者の選択等に必要な情報を公表していきます。
専門的な知識、技術が必要な支援についての施策の実施と市町との連携	専門的な知識、技術が必要な支援についての施策の実施にあたっては、「健やか親子いきいきプランみえ」「三重県社会的養育推進計画」「三重県子どもの貧困の解消に向けた対策及びひとり親家庭等支援計画」「みえ障がい者共生社会づくりプラン」などの計画に基づき、取組を進めます。
仕事と子育ての両立支援など働き方改革の推進	出産・育児にかかわらずキャリアを継続できる制度整備、制度が活用しやすい風土醸成を含めて、誰もが働きやすい職場づくりを進めます。

(5) 結婚・妊娠・出産の支援

【少子化対策課、子どもの育ち支援課】

1 出会いの支援

(1) 現状と課題

未婚化が少子化の大きな要因となっている中、結婚を希望する人の未婚理由として「出会いがない」、「理想の相手に出会えていない」が上位となっていることから、出会いの支援等を通じ、結婚したいという希望の実現に取り組むことが必要です。

県では、平成 26 年度に「みえ出逢いサポートセンター」（以下「センター」という。）を設置し、結婚を希望する人への相談対応や出会いイベントに関する情報提供、市町と連携した広域的な出会いの機会の創出等に取り組んできました。令和 5 年度には、センターのサテライト拠点を南勢地域に新設するとともに、県内 3 地域に専属のコンシェルジュを配置して体制を強化したほか、結婚を希望する人同士のマッチングをボランティアで担う「みえの縁むすび地域サポーター」による「1 対 1 の引き合わせ」を開始し、出会いの機会の拡充を進めてきたところです。

センターに寄せられる相談は年間 4,000 件を超え、「1 対 1 の引き合わせ」では定員超過により抽選で利用者を決定するなど支援を求める人は多いことから、ニーズに対応できる仕組みの構築に取り組む必要があります。

なお、仕組みの検討にあたっては、令和 6 年度の県民 1 万人アンケートにおいて、結婚相手を探すための具体的な方法としてマッチングアプリを含めたネット系サービスを選択する人が最多であったことを考慮する必要があります。



みえ出逢いサポートセンター

結婚を希望する皆さんの「出逢い」を応援しています！

県内各地の出会いイベントやセミナーの情報を紹介

結婚に関する相談対応

「結婚を希望する皆さん」をはじめ、「息子・娘の結婚について悩みのある親御さん」が地域や自社の結婚支援に取り組みたい企業や団体などに、結婚に関するお悩みに対するアドバイスを行っています。

くわしくは裏面をcheck!

みえ出逢いサポートセンター

三重県四日市市安富1-3-31トナリエ四日市4階 株式会社デルタスタジオ内

TEL 059-355-1322 FAX 059-355-1321 開所日 不定休 開所時間 10:00~18:00

三重県伊勢市船橋1丁目471-1ミナタ伊勢内（いせ出会い支援センターと併設）

TEL 0596-21-1522 FAX 059-355-1321 開所日 月曜・火曜 開所時間 11:00~18:00

公式LINE配信!

新しいイベントやセミナーのご案内をLINEで配信しています!

QRコードをスキャンして登録をゲット。



三重県では、「結婚を希望する人」の希望がかなう地域づくりに向け、みえ出逢いサポートセンターを通して、県民の皆さんの出会い・結婚を応援しています。

イベント・セミナーの紹介

三重県内で開催される出会い（婚活・恋活・交流）イベントや、出逢いのための自分磨きセミナーなどの情報をホームページで紹介しています。

- 結婚式場やレストランでの婚活パーティ
- 人気のカフェやアウトドア体験などの恋愛イベント
- 結婚や恋愛を見届えた「友達から」の出逢いを促すイベント
- 婚活の進め方、コミュニケーション、身だしなみなどのセミナー

相談対応

結婚を希望するご本人様をはじめ、そのご家族様などを対象に結婚に関するご相談をお受けしています。

また、月に1回程度、オンラインによる相談会も開催しています。

- 婚活ってどんなことをすればいいの?
- イベントにはどんな服装を着ていけばいいの?
- 出逢ってもなかなかうまくいかない... など

相談無料

※相談の際は、お電話または、からメールでも受け付けます。

出逢いイベントとは?

出逢いがほしい!という皆さんが参加して、親交を深めていただく交流イベントです。おしゃれなカフェやレストランでの開催のほか、クッキングやアウトドアなどが楽しめるイベントまで楽しい企画がたくさん。その他、第一印象や身だしなみなど、自分磨きに繋がるセミナーもご案内しています!おひとりでももちろんお友達同士での参加もOK!

みえ出逢いサポートセンター

三重県四日市市安富1-3-31トナリエ四日市4階 株式会社デルタスタジオ内

TEL 059-355-1322 FAX 059-355-1321 開所日 不定休 開所時間 10:00~18:00

三重県伊勢市船橋1丁目471-1ミナタ伊勢内（いせ出会い支援センターと併設）

TEL 0596-21-1522 FAX 059-355-1321 開所日 月曜・火曜 開所時間 11:00~18:00

＜みえ出逢いサポートセンターの案内＞

(2) 令和7年度の取組

多数の希望者が利用可能となり、ひいては多数の引き合わせにつながるよう、AIとビッグデータを活用したマッチングシステムを導入することにより、出会いの機会の拡充を図ります。

また、マッチングシステム利用者の希望に応じてサポーターが引き合わせに同席し、その後のフォローを行うなど、安心・安全な出会いの機会の提供につなげます。

センターでは、引き続き、結婚を希望する人への相談支援や出会いイベントに関する情報提供を行うほか、市町との連携による出会いの機会の創出等に取り組みます。

さらに、若い世代を中心にマッチングアプリが普及している状況をふまえ、安心・安全な婚活に関する啓発を実施します。

2 ライフデザインの促進

(1) 現状と課題

核家族化や地域の結びつきが弱くなる中、子どもたちが家庭を築くことや、家庭生活・家族の大切さなどについて考える機会が少なくなっています。また、自らのライフデザインを考える上では、世代に応じて、妊娠・出産に関する医学的な知識を身につけることも重要です。

このため、県では、思春期世代や若年層のライフデザインを促進するため、産婦人科医会と連携して、県内の大学や企業にアドバイザーを派遣し、ライフプラン教育に関する講座を実施（大学4校915人参加、企業2社150人参加）しました。

また、産婦人科医会と作成したパンフレットを活用した小学校での出前授業（津市4校、四日市市2校）や、養護教諭等が思春期の子どもや家族が抱える性に関する課題解決に向けた支援方法等を学ぶ「思春期保健指導セミナー」（参加者174人）などを実施しました。

今後も、子どもを含めた若い世代に自らのライフデザインを考えてもらうため、妊娠・出産や性に関する正しい知識を得る機会や家庭生活、家族の大切さを考える機会の提供に取り組む必要があります。

思春期世代の性の悩みや予期せぬ妊娠、妊婦健診未受診などの悩みを抱える若年層の専門相談体制として、「妊娠SOSみえ」相談窓口を設置し、電話相談やSNS相談を実施しています。令和6年度の相談件数は、電話相談141件・SNS相談641件、合計782件となり、SNS相談件数が年々増加していることから、より相談しやすい体制づくりとともに、相談窓口の周知に取り組む必要があります。

<妊娠SOSみえの相談件数推移>

年度	R2	R3	R4	R5	R6
電話相談	165	164	198	117	141
SNS 相談	146	256	587	633	641
合計	311	420	785	750	782

(2) 令和7年度の取組

①思春期世代や若年層への啓発

大学生や若手従業員が自らのライフデザインを考えるきっかけとなるよう、大学や企業にアドバイザーを派遣し、妊娠・出産や性に関する医学的情報や、子育てと仕事の両立等の「働き方」を含めた総合的な情報を学ぶ講座を開催します。また、思春期保健指導セミナーの開催など、関係機関・団体と連携して普及啓発に取り組みます。

さらに、将来の妊娠・出産を考える若い世代が、妊娠・出産に向けた健康管理に取り組む「プレコンセプションケア」を推進するため、プレコンセプションケアに関するセミナーと、健康な体づくりに向けた検査や医師からのアドバイスを一体として実施する取組の検討を行います。

②若年層が相談しやすい体制の整備

予期せぬ妊娠や妊婦健診未受診、さらには妊娠期からの虐待予防対策として、「妊娠SOSみえ」において、電話相談やSNS相談を実施するとともに、妊娠等について悩みを抱える若年層が相談しやすい体制の整備や相談窓口の一層の周知啓発を行います。また、医療機関受診の同行支援や妊娠判定費用の補助など、相談者に寄り添ったきめ細かな支援を実施します。

3 不妊・不育症に悩む家族への支援

(1) 現状と課題

①経済的支援

令和4年4月から不妊治療は保険適用となりましたが、県では保険適用外の先進医療等に対して独自の助成制度を創設し、自己負担額を理由に治療をあきらめることがないように、市町と連携して支援に取り組んでいます。

また、小児、思春期、若年がん患者が、がん治療前に行う妊孕性温存治療費への助成について、国の助成制度を活用しつつ、従前の県の助成基準を維持できるように取り組み、令和6年度は17件の助成を実施しました。

今後も不妊治療に対する支援を行うとともに、がん治療を行う方が経済的な理由で妊娠の可能性をあきらめることがないように、妊孕性温存治療への支援に取り組む必要があります。

②精神的支援

「三重県不妊専門相談センター」において、不妊や不育症に悩む人の相談対応を行っており、令和6年度は延べ156件の相談に対応しました。また、不妊ピアサポーターを活用した当事者同士の交流会を実施しています。

今後も、不妊ピアサポーターへのフォローアップ講座などを通じてサポーターの知見を深め、相談者に寄り添った支援を進めていく必要があります。

仕事をしながら不妊治療を受ける人が増加している一方、職場における理解が進まず、不妊治療と仕事の両立に悩む人も増加しています。このため、県では、令和元年度に労使や医療などの関係団体と締結した連携協定に基づき、不妊治療と仕事の両立に関する講演会などを開催しています。また、企業内で当事者に寄り添った支援ができる人材を養成するため、不妊症サポーター養成講座を開催し、令和6年度は32名を養成しました。

今後も企業における不妊治療に対する理解を促進するなど、不妊治療と仕事の両立を支援する必要があります。

(2) 令和7年度の取組

①経済的支援

子どもを持つことを希望する方が、経済的な理由で不妊治療をあきらめることがないように、市町と連携して支援を実施します。

また、小児、思春期、若年のがん患者が、将来子どもを産み育てる希望がかなえられるよう、妊孕性温存治療に対して県独自の上乗せ助成を実施します。

②精神的支援

不妊治療と仕事の両立に向けて、連携協定に基づく企業向けセミナーの開催や、不妊症サポーターの養成などを通じて、企業における機運醸成がより一層進むよう取り組みます。

また、不妊専門相談センターにおいて専門相談を実施するとともに、不妊ピアサポーターを活用した身近な地域での当事者同士の交流会を開催するなど、不妊や不育症に悩む人の精神的負担を軽減する取組を実施します。

4 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実

(1) 現状と課題

少子化の進行、出産年齢の上昇、ニーズの多様化・複雑化といった母子保健を取り巻く環境の変化や、残された課題についての検証を行い、令和7年3月に「健やか親子いきいきプランみえ（第3次）（令和7年度～令和11年度）」（別紙）を策定しました。

今後、基本理念に掲げた「子どもを産み、育てる人にいつも寄り添い、すべての子どもが健やかに育つ三重」の実現に向けて取り組んでいく必要があります。

①妊産婦から子育て家庭への切れ目のない支援

出産・育児の支援体制については、県内のどの地域においても、妊産婦やその家族が必要な時に必要なサービスを受けることができる「出産・育児まるっとサポートみえ」を推進するため、市町の母子保健事業の現状把握を行うとともに、市町の課題整理や地域の実情に応じた体制整備等についてアドバイザーを派遣し、支援を行っています。また、身近な地域で相談支援の中心的な役割を担う「母子保健コーディネーター」の養成に取り組んでおり、令和6年度は新たに27人を養成しました。

今後も、市町の母子保健事業の支援を行うとともに、母子保健実施の核となる人材の育成に取り組む必要があります。また、全ての市町で実施されている産婦健診等の結果を活用した、切れ目ない支援を行うための仕組みづくりを進めていく必要があります。

妊産婦は、自身のみならず、胎児や新生児の健康等に強い不安を抱えるケースが多い一方で、家族等の支援を得られず孤立する人も少なくない状況です。このため、県では母子生活支援施設を活用し、さまざまな不安を抱える妊産婦に対して休息の場を提供し、助産師等が専門的なケアや助言を行う「妊産婦のほっとスポット構築モデル事業」を実施しています。

今後も、妊産婦に寄り添った広域的な支援体制づくりに取り組む必要があります。

②予防可能な子どもの死亡検証

予防可能な子どもの死亡を減らすため、令和2年度から国のモデル事業を活用して実施しているCDR※について、今後も検証事業を継続するとともに、検証から得られた予防策を各部局と連携しながら取り組む必要があります。

※CDR (Child Death Review)

子どもの死亡検証（CDR）は、子どもが死亡した時に、複数の機関や専門家が子どもの既往歴や家族背景、死に至る直接の経緯等に関するさまざまな情報を基に死因調査を行うことにより、効果的な予防策を導き出し、予防可能な子どもの死亡を減らすことを目的としている。

（２）令和7年度の取組

①妊産婦から子育て家庭への切れ目のない支援

県内のどの地域においても妊産婦や乳幼児およびその家族が必要な時に必要なサービスを受けることのできる体制づくりに取り組むため、市町のこども家庭センター等において中心的な役割を果たす「母子保健コーディネーター」を養成するとともに、妊娠届出時アンケートや産婦健診の結果を活用して、関係機関と連携した産前産後の支援体制の強化に取り組みます。

また、地域の実情に応じた切れ目のない母子保健サービスを提供し、妊産婦や乳幼児の健康水準の維持・向上を図るため、専門的な視点から、市町に助言・支援を行う母子保健体制構築アドバイザーを派遣し、地域課題の分析および事業評価、支援体制の整備、支援ネットワークの強化等、対象市町に応じた内容について必要な指導等を行います。

心身の不調や育児不安等がある妊産婦に対しては、母子生活支援施設や助産師を活用し、心身のケアや育児サポートなどを広域的に行うほっとスポット構築モデル事業を引き続き実施するとともに、事業のあり方についても検討していきます。

さらに、市町における多胎児家庭への支援事業の均てん化を図り、切れ目のない支援につなげるため、新たに広域での多胎教室や多胎児家庭の交流会を開催します。

②予防可能な子どもの死亡検証

予防可能な子どもの死亡を減らすため、引き続き関係者と連携して子どもの死亡事例の検証を行い、効果的な予防策を検討します。

「健やか親子いきいきプランみえ(第3次)」の概要

【基本理念】 子どもを産み、育てる人にいつも寄り添い、すべての子どもが健やかに育つ三重

計画策定の基本的な考え方

【策定の趣旨】

母子保健分野における取組の推進を図るとともに医療、福祉、教育などの各分野と相互連携し横断的な視点で取組を推進することで安心して子どもを産み、育てられ、子どもが健やかに育つ三重を実現する



【位置づけ】

「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」に基づく計画

【計画期間】

令和7(2025)年度～令和11(2029)年度

取組の推進体制

「出産・育児まるっとサポートみえ」により取組を推進

県：市町における支援体制の整備に向けた土台づくり
市町：地域の実情に応じた方法で切れ目のない支援体制を整備

県内のどの地域においても妊産婦やその家族が必要な時に必要なサービスを受けることができる出産・育児支援体制

<取組の推進に向けた5つの視点>

- 継続的な支援
妊娠期から子育て期にわたって切れ目のない母子保健サービスを提供する
- ワンストップの支援
行政、医療機関、保育所等のネットワークにより妊産婦等の情報が市町の相談窓口を集約され、速やかに母子保健サービスをコーディネートできる
- 予防的支援
ポピュレーションアプローチの観点から、すべての妊産婦等の状況を早期に把握し、必要な支援につなげる
- 家族支援
母子だけでなく、父親や祖父母等の家族に対しても必要なサービスを提供する
- 児童福祉・教育との連携
児童福祉・教育との連携を通じて、妊産婦および子どもと子育て家庭に対する包括的な支援を切れ目なく提供する

重点課題と目標 5つの重点課題ごとにアウトカム(健康水準)・アウトカム(健康行動)・アウトプット指標を設定

【主な取組内容・指標】

重点課題① 切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策

- ・妊婦健診や産婦健診、乳幼児健診等の均てん化
- ・相談支援や産後ケア事業等の円滑な実施に向けた広域調整
- ・1か月児・5歳児健診の実施に向けた働きかけ
- ・妊産婦のメンタルヘルス対策
- ・不妊相談や不妊治療支援
- ・低出生体重児や多胎児妊産婦等への支援

アウトカム(健康水準)指標：目標

- ・乳児死亡率：減少↓
- ・幼児死亡率：減少↓
- ・むし歯のない3歳児の割合：95%(R17)
- ・産後1か月時点での産後うつハイリスク者の割合：減少↓



重点課題② 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策

- ・プレコンセプションケアを含む性や妊娠・出産等に関する正しい知識の普及、ライフプラン教育の推進
- ・予期しない妊娠等に対する相談支援
- ・自殺対策、こころの問題への対応
- ・適切な生活習慣づくり

アウトカム(健康水準)指標：目標

- ・10代の人工妊娠中絶率：減少↓
- ・10代の性感染症報告数：減少↓
- ・いじめや暴力の心配がなく、学校生活に安心を感じている子どもたちの割合：100%(R9) 等

重点課題③ 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり

- ・こども家庭センターの設置支援、関係団体の連携促進
- ・男性の育児参画の推進
- ・予防のための子どもの死亡検証(CDR)
- ・子どもの居場所づくりの推進
- ・安全・安心に妊娠・出産・子育てができる環境づくり

アウトカム(健康水準)指標：目標

- ・住んでいる地域で子育てをしたいと思う親の割合：増加↑
- ・乳幼児の不慮の事故死亡率：0.0 等

重点課題④ 育てにくさを感じる親に寄り添う支援

- ・乳幼児健診実施体制やフォロー体制の充実
- ・専門性の高い医療、福祉、教育が連携した発達支援
- ・医療的ケア児とその家族に対する支援
- ・難聴児の早期発見・早期療育の推進

アウトカム(健康水準)指標：目標

- ・日常の育児について相談相手のいる親の割合：100%
- ・ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある保護者の割合：増加↑

重点課題⑤ 妊娠期からの児童虐待防止対策

- ・予期しない妊娠等に対する相談支援
- ・特定妊婦の早期把握
- ・児童虐待防止に関する啓発や相談窓口の周知
- ・研修実施やアドバイザー派遣等による児童相談体制の強化

アウトカム(健康水準)指標：目標

- ・虐待による死亡件数：0件
- ・産後1か月時点での産後うつハイリスク者の割合(再掲)：減少↓

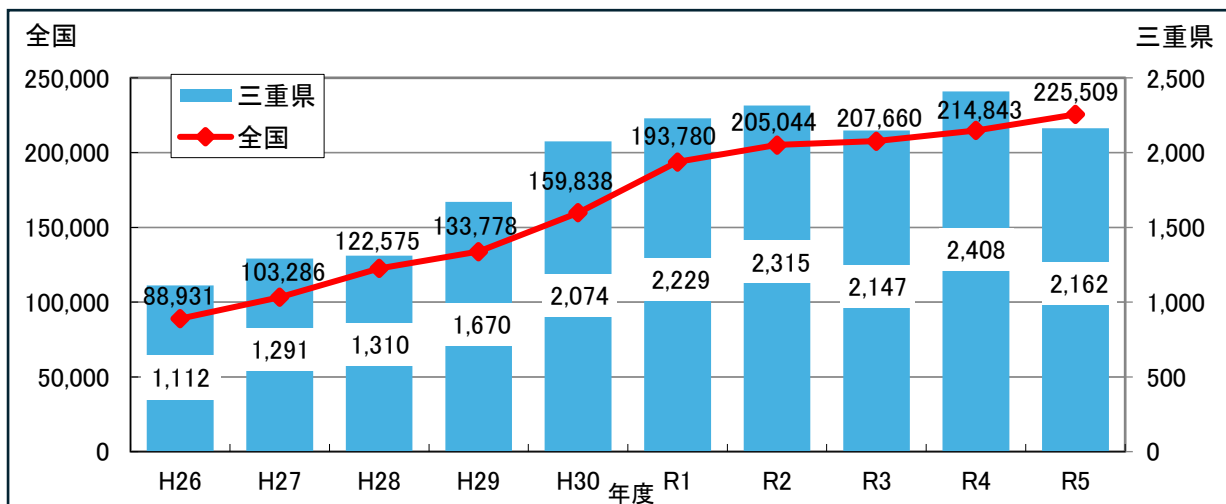
（６）児童虐待の防止と社会的養育の推進

【児童相談支援課、家庭福祉・施設整備課】

1 児童虐待防止の推進

（１）現状と課題

県内の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、平成30年度以降、2,000件を超える高い水準で推移しています。



＜児童虐待相談対応件数の年次推移＞

児童福祉司や児童心理司等の専門職を確保するなど、児童相談所の体制強化を進めてきたところですが、令和5年5月に児童相談所が関与していた児童が死亡する事案が発生しました。

令和6年3月にとりまとめられた、第三者の検証委員会からの提言もふまえ、「体制づくり」「連携強化」「人材育成（研修）」の3つの視点で再発防止に取り組んでおり、令和6年度は「三重県児童相談所職員人材育成計画」を策定しました。また、「子どもを虐待から守る条例」の改正に取り組んでいるところです。

引き続き、児童相談体制の強化や、要保護児童対策地域協議会との連携強化に取り組むとともに、改正児童福祉法において市町への設置が努力義務とされている「こども家庭センター」の設置を促進するなど、市町の虐待対応力の強化を図る必要があります。

また、児童虐待相談対応は迅速で的確な対応が求められることから、リスクアセスメントや判断の質の向上を図る必要があります。

さらに、SNSを活用し、子ども等が相談しやすい環境づくりを進めるとともに、外国につながる子どもを含め、子どもの安全を最優先に考えた的確な児童虐待対応に、引き続き取り組む必要があります。

子どもの権利擁護の推進については、多機関連携による協同面接の確立に取り組むとともに、一時保護所に加えて児童養護施設等にもアドボケイトを派遣し、子どもが意見表明できる体制整備に取り組んでいます。

今後も、子どもの意見形成や意見表明への支援に取り組む必要があります。

(2) 令和7年度の取組

①児童相談体制の強化

児童相談所における対応力を強化するため、児童福祉司や児童心理司等の専門職の確保を着実にを行うとともに、迅速で的確な相談対応に向けて、AIの活用にかかる国の動向も注視しながら、リスクアセスメントの精度向上や判断の質の向上を図ります。

また、令和7年6月より、児童相談所が行う一時保護の開始について裁判所が審査する制度が導入されることから、対応に必要な弁護士を増員します。

市町における「こども家庭センター」の設置促進のため、市町と継続した定期協議を実施するとともに、新たに体制構築やマネジメントの向上につながる研修等を実施します。

身近な相談ツールとしてSNSを活用し、子ども等が相談しやすい環境を整え、児童虐待通告、子育て相談等に対応します。

外国につながる子どもへの支援については、引き続き児童相談所へ外国人支援員を配置し、外国人コミュニティに寄り添うNPOと連携していきます。

②専門人材の育成

職員の専門性の向上を図るため、「三重県児童相談所職員人材育成計画」に基づいた体系的な研修の実施等に取り組みます。

③関係機関との連携強化

市町要保護児童対策地域協議会に対して助言を行うなど、市町における連携体制の強化を図ります。また、要保護児童対策地域協議会の運営強化のためのアドバイザー等の派遣や、市町職員を対象とした研修を実施します。

警察との連携強化に向けては、児童相談所児童記録システムの機能の拡充や、研修動画の作成等に取り組みます。

④子どもの権利擁護

児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向表明や権利擁護に向けた取組をさらに推進させるため、引き続きアドボケイトの派遣先を拡充していきます。また、一時保護中の児童が適切な教育を受けられるよう、学校に在籍している児童の通学支援について段階的な拡充を検討する等、支援の充実を図ります。

2 社会的養育の推進

(1) 現状と課題

子どもを取り巻く環境が大きく変化する中、県では、妊娠・出産期の予防的な支援から、子どもが自立するための支援まで、切れ目なく隙間のない支援に取り組むため、令和7年3月に「三重県社会的養育推進計画（I期）（令和7年度～令和11年度）」を策定しました。

今後、「全ての子どもが、等しく愛情を受けて心身ともに健やかに成長し、夢と希望を持って未来を切り開いていける社会を目指す」という本計画の基本理念に基づき、取組を進めていく必要があります。

①里親委託の推進および施設の多機能化

里親支援については、里親リクルートから里親研修、子どもとのマッチング、里親委託中から委託解除後までの包括的な支援を実施するフォスタリング機関を県内に4か所設置し、里親制度の普及啓発等を行いました。

今後も、里親委託の推進に向けてフォスタリング機関や里親支援センター※の設置を進めるとともに、里親家庭よりケアニーズが高い児童が委託されることが多いファミリーホームについて、職員体制を充実させる必要があります。

※里親支援センター

里親支援事業を行うほか、里親およびファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）に従事する者、その養育される児童並びに里親になろうとする者について相談その他の援助を行い、家庭養育を推進するとともに、里子等が心身ともに健やかに育成されるよう、その最善の利益を実現することを目的とする児童福祉施設。

また、施設養育においても家庭的な環境を提供できるよう、児童養護施設等の小規模グループケア化や地域分散化等を推進するとともに、施設職員の負担軽減や人材確保を行い、体制強化を進める必要があります。

さらに、施設入所児童の家庭復帰に向けては、虐待が再発することのないよう親子関係の再構築支援や、保護者支援の充実に取り組む必要があります。

②施設入所児童等の自立支援

児童養護施設や里親家庭等で暮らす子どもは、社会経験の乏しさや虐待を受けた影響による自己肯定感の低さなど、さまざまな困難を抱えています。社会的養護からの自立を控える子どもや生活基盤が弱いケアリーバー（社会的養護経験者）は、厳しい生活環境に追い込まれることが懸念されるため、当事者の孤立を防ぎ、自立できる環境を整備する必要があります。

③国児学園および北勢児童相談所の施設整備

県内唯一の児童自立支援施設である国児学園や、北勢児童相談所について、施設の老朽化が進んでいることから、入所児童の生活環境の改善を図るため施設整備を進める必要があります。

（2）令和7年度の取組

①里親委託の推進および施設の多機能化

家庭的養育の推進に向けて、フォスタリング機関や里親支援センターの設置を進め、関係者と連携して里親制度を多角的に普及啓発するとともに、里親の新規開拓や里親の養育技術の向上等の取組を進めます。

ファミリーホームについては、職員体制の充実に向けた補助を行っています。

また、施設入所児童に対する家庭的ケアの充実に向けて、施設の小規模グループケア化・地域分散化等の推進や、これまでのノウハウを活かした多機能化に向けた取組を支援するとともに、児童自立支援施設、児童心理治療施設等と連携し、児童一人ひとりの特性に応じた適切な支援を行います。



<三重県里親啓発
公認キャラクター
みえさとちゃん>

さらに、施設におけるＩＣＴ化の推進に対して補助を行い、施設職員の負担軽減を図るとともに、施設職員の人材確保や人材育成に取り組めます。

児童の家庭復帰に向けた親子関係再構築支援等を行うため、保護者支援プログラムの提供に取り組めます。

②施設入所児童等の自立支援

里親家庭や児童養護施設等から退所を控えた子どもやケアリーバーに対して、施設入所中から退所後における自立に向けた切れ目のない支援体制の充実に取り組めます。

③国児学園および北勢児童相談所の施設整備

入所児童の生活環境の改善を図るため、老朽化が進む国児学園および北勢児童相談所の施設整備に向け、国児学園については詳細設計等を進めるとともに、北勢児童相談所については調査・基本設計等に取り組めます。



三重県社会的養育推進計画(Ⅰ期)の概要

計画の基本理念

『全ての子どもが、等しく愛情を受けて心身ともに健やかに成長し、夢と希望を持って未来を切り開いていける社会を目指す』

- 子どもが権利(子どもの権利条約に定める「生きる権利」、「守られる権利」、「育つ権利」、「参加する権利」などさまざまな権利)の主体であることを常に念頭に置く。
- 県民が力を合わせ、福祉、医療保健、教育、雇用など関連する施策を総動員する。
- 妊娠・出産期の予防的な支援から子どもが自立するための支援まで切れ目なく隙間のない支援を提供する。
- 虐待の連鎖、貧困の連鎖の解消を図る。

計画の基本的方向

県は、以下の取組を行うにあたっては、子どもに十分な説明を行い、その真意を聴き取り、その権利の擁護を図ります。

<予防的ステージ>

- ① 母子保健、子育て、教育等との連携の一層の推進
- ② 市町との連携・協力による妊娠・出産期から就学期までの切れ目のない支援体制を整備と児童虐待等に至る前の未然防止に向けた支援
- ③ 身近な地域での虐待対応力向上による兆候の早期発見と早期対応

<緊急保護ステージ・社会的養護ステージ>

- ④ 子どもの安全を最優先に考えた一時保護とアドミッションケア
- ⑤ 迅速、的確なアセスメントの実施による虐待の再発防止
- ⑥ 家庭養育優先の原則を基本とする多様な選択肢の用意と親子関係再構築に向けた支援

<自立支援ステージ>

- ⑦ リービングケアとアフターケアの充実
- ⑧ 子どもの生活の安定までの切れ目なく隙間のない支援

<情報の収集・発信および調査・研究>

- ⑨ 子どもの権利擁護や里親制度の理解を深めるための情報収集と発信
- ⑩ 人材の確保・育成や財源確保等の課題解決に向けた調査・研究

前提となる数値の再計算

各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み

- 措置児童数は、人口減少に伴い計画最終年度に435人を見込む。
- 親子分離をすることなく在宅で生活を継続するケースも増加しており、リスクが高まっていることから潜在的必要率を約4割を見込む。
- 計画最終年度の代替養育を必要とする子ども数は、608人と見込む。

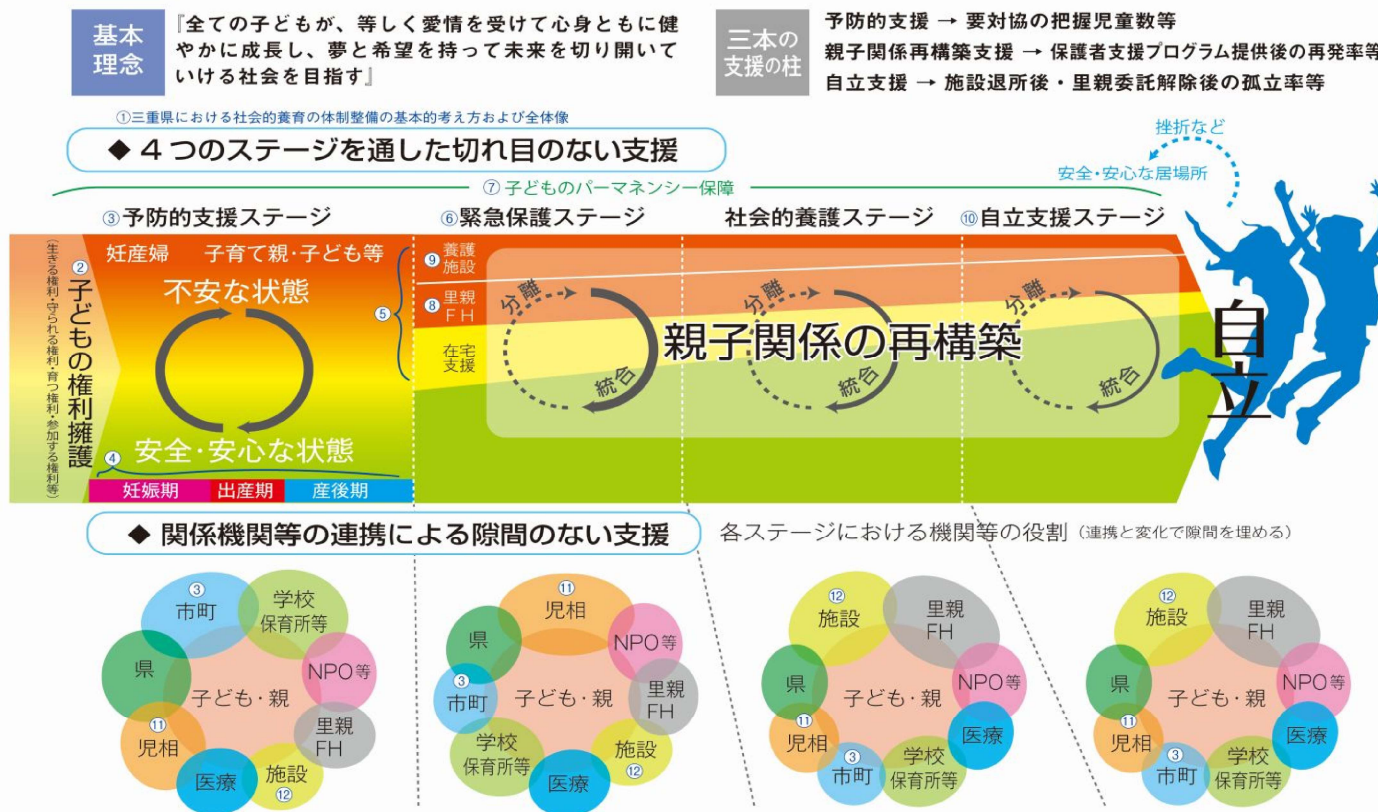


計画期間と計画の進行管理(評価指標と関連指標)

- 計画期間 : 5年間(令和7年度～令和11年度)
- 計画の進捗管理: 三本の支援の柱(予防的支援・親子関係再構築支援・自立支援)に紐づく評価指標と関連指標のPDCAサイクルによる進行管理

【予防的支援】 要保護児童対策地域協議会の把握する要保護児童数と要支援児童数の合計数	【親子関係再構築支援】 保護者支援プログラムを提供した保護者の再発率(再分離率)	【自立支援】 施設退所後または里親委託解除後3年後の就労・進学状況と孤立率
令和11年度 8,783件	令和11年度 13%	令和11年度 就職・進学率 100% 孤立率 0%

計画全体の根底に流れる考えイメージデザイン



国の策定要領との関係イメージ

- ①三重県における社会的養育の全体像
- ②子どもの権利擁護(意見聴取・表明支援)
- ③子ども家庭支援体制の構築
- ④妊娠等への支援
- ⑤代替養育を要する子どもの数
- ⑥一時保護改革
- ⑦子どものパーマネンシー保障
- ⑧里親・F Hへの委託
- ⑨施設の高機能化等
- ⑩社会的養育自立支援の推進
- ⑪児童相談所の強化
- ⑫障害児入所施設における支援

次期計画づくりに向けて

1 調査・研究の実施(5つの検討課題の解決に向けた取組の方向性の提示)

- ①各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み(潜在的な需要)
- ②子どもの権利擁護と意見表明に係る仕組みや能力開発等
- ③子どもの自立のための支援(再チャレンジできる環境)
- ④人材の確保と育成
- ⑤支援のための財源の確保

2 PDCAサイクルによる評価指標の分析と抽出される課題

- 毎年度、評価指標や関連指標の実績値の調査を実施
- 評価指標の実績値をもとにPDCAサイクルによる評価・分析(傾向的な分析を含む。)し、課題を抽出
- 専門家なども交えて課題解決に向けた検討

切れ目なく隙間のない支援

<支援を行う際の課題>

- 関係機関等の間の情報格差
- 関係機関等が提供する支援のミスマッチ
- 関係機関等の間の引継ぎ不足

<課題解決に向けた取組>

- 市町と連帯して、保護者や子どもの情報が集積する関係機関の機能を発揮させ、
- (1) 関係機関等のネットワーク内の情報の共有化を図る。
- (2) 共有情報をもとにコーディネートできる体制を整備する。
- (3) 関係機関等の間の引継ぎを的確かつ効率的に実施できる環境を整備する。

各関係機関の具体的な取組

1 市町の子ども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組

- 「統括支援員」、「母子保健コーディネーター」の人材育成等
- 家庭支援事業等における里親、入所施設等の積極的な活用
- 児童家庭支援センターの相談機能の充実と保護者支援

2 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組

- 悩みを抱える妊産婦等の早期の把握し、必要な支援につなげるための相談窓口の設置など

3 一時保護改革に向けた取組

- 児童養護施設、乳児院等の空きスペースの活用
- 里親やファミリーホームの活用

4 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組

- 里親等委託率の目標値
3歳未満60% 就学前60% 学童期以降40% 全年齢45%
- 目標達成後に国の策定要領に記載される目標値に移行(乳幼児75% 学童期以降50%)

5 施設の高機能化および多機能化・機能転換に向けた取組

- 児童養護施設や乳児院の小規模化・地域分散化が完了
- 多機能化・機能転換には職員の確保と育成が重要
- 緊急の一時保護の要請等に応えるための定員確保が必要
- 現状の定員の維持

6 社会的養育自立支援の推進に向けた取組

- 施設退所後または里親の措置解除後の子どもの実態把握
- 子どもに適した自立支援策が提供できるよう仕組みづくりの検討
- 孤立して暮らすのではなく、安全で安心な居場所に戻るアフターケアの環境整備
- 自立に向けて生き抜く力を育むリービングケアの環境整備

7 児童相談所の強化等に向けた取組

- 職員の増員の継続と指導委託の推進など業務改善の取組
- 「三重県児童相談所職員人材育成計画」に基づく人材の育成
- 警察をはじめ関係機関との連携・協力による質の高い児童相談体制の構築

8 障害児入所施設における支援

- 障害児入所施設の入所時点から退所後の地域生活への円滑な移行を見据えた支援が適切に行われるよう関係機関と連携した体制づくり